

【No. 8】当事業年度終了の時における資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人、一若しくは完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されている法人又は適用除外事業者（当事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の年平均額が15億円を超える法人）であるにもかかわらず、軽減税率を適用していませんか。

【No. 1】電子申告義務がある法人（当事業年度開始の時における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人、相互会社、投資法人及び特定目的会社）の場合、法人税及び地方法人税の申告書並びにこれらの申告書に添付すべきものとされている書類の全てを電子申告により提出しようとしていますか。

所管	業種目	既況	要否	別表等
法人区分	事業種目	特同	定同	非同
同非区分	旧納税地及び旧法人名等	添付書類	貸借対照表、損益計算書、株主（社員）資本等変動計算書又は損益処分表、補助明細書、事業所内説明書等の写し、組織再編成に係る契約書等の明細書	

平成・令和 年 月 日 事業年度分の法人税
令和 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税

申告書
申告書
翌年以降
送付要否
適用額明細書
提出の有無
税理士法第30条
税理士法第33条

【No. 2】法人税の確定申告書には、次に掲げる書類を添付していますか。

- ① 貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費の内訳書を含みます。）
- ② 株主資本等変動計算書等（株主資本等変動計算書、社員資本等変動計算書又は損益金の処分表）
- ③ 勘定科目内訳明細書
- ④ 会社事業概況書（完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図を含みます。）
- ⑤ 組織再編成に係る契約書等の写し（組織再編成が行われた場合）
- ⑥ 組織再編成に係る主要な事項の明細書（組織再編成が行われた場合）
- ⑦ 適用額明細書（法人税関係特別措置のうち税額又は所得金額を減少させるもの等の適用を受ける場合）（租特透明化法第3条）

所得金額又は欠損金額 (別表四「48」の①)	1				
法人税額 (53) + (54) + (55)	2				
法人税額の特別控除額 (別表六「6」4)	3				
差引法人税額 (2) - (3)	4				
連結納税の承認を取り消された 場合等における既に控除された 法人税額の特別控除額を加算額	5				
課税土地譲渡利益金額 (別表五「2」24 + 別表五 「2」25)(別表五「2」22)	6				
同上に対する税額 (22) + (23) + (24)	7				
課税留保金額 (別表三「3」4)	8				
同上に対する税額 (別表三「3」8)	9				
法人税額計 (4) + (5) + (6) + (7) + (8) + (9)				00	
仮装経理 更正に伴う 控除 (10) - (11)					
差引所得 (10) - (11) - (12) - (13)				00	
中間申告分の法人税額 (14) - (15)	15			00	
差引確定 法人税額 (14) - (15) (場合は、(26)へ記入)	16			00	
課税標準 法人税額 (4) + (5) + (6) + (7) + (10) + (9)	33				
課税標準 法人税額 (9)	34				
課税標準 法人税額 (33) + (34)	35				
地方法人税額 (35)	36				
課税留保金額に係る地方法人税額 (35)	37				
所得地方法人税額 (36) - (37)	38				
外国税額の控除額 (別表六「6」50)	40				
仮装経理に基づく過大申告の 更正に伴う控除地方法人税額	41				
差引地方法人税額 (38) - (39) - (40) - (41)	42				
中間申告分の地方法人税額	43			00	
差引確定 地方法人税額 (42) - (43) (場合は、(45)へ記入)	44			00	

【No. 6】15欄及び43欄に、中間申告分の税額を正しく記載していますか。

【No. 7】地方法人税額の計算につき、別表一次葉の56欄～59欄により計算していますか。

【No. 7】40欄の金額は、別表六(二)の50欄の金額と一致していますか。

【No. 3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

この申告による還付金額 (21)	25				
中間納付 (15) - (14)	26				
欠損金の繰戻し による還付請求税額	27				
計 (25) + (26) + (27)	28				
この申告前の所得 金額又は欠損金額 (60)	29				
この申告により納付 すべき法人税額又は 減少する還付請求税額 (6)	30			00	
欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七「7」4の計)(別表七「7」9 若しくは「7」1又は別表七「7」10)	31				
理則に基づき欠損金又は災害損失金 (別表七「7」5の合計)	32				
この申告による還付金額 (43) - (42)	45				
この申告 の申告 前の 修助 正合	46				
所得の金額に 対する法人税額 (68)	47				
課税留保金額に 対する法人税額 (69)	48			00	
課税標準法人税額 (70)	49			00	
この申告により納付 すべき地方法人税額 (74)				00	
剰余金・利益の配当 (剰余金の分配)の金額					
剰余財産の最 後の分配又は 引渡しの日					
還付を受ける 金融機関等		銀行 本店・支店	本店・支店	郵便局名等	
		金庫・組合 出張所	出張所	預金	
		農協・漁協	本所・支所		
口座 番号		ゆうちょ銀行の 貯金記号番号			
※税務署処理欄					

別表一 各事業年度の所得に係る申告書
内国法人の分
…
令二・四・一以後終了事業年度等分

税理士
署名押印

別表一次葉
令二・四・一以後終了事業年度等分

事業年度等	・ ・	法人名
-------	--------	-----

法人税額の計算

(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 (1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額	50	000	(50)の15%又は19%相当額	53
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等				

【No.8】当事業年度終了の時における資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人、一若しくは完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されている法人又は適用除外事業者（当事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の年平均額が15億円を超える法人）であるにもかかわらず、軽減税率を適用していませんか。

地方法人税額の計算

所得の金額に対する法人税額 (33)	56	000	(56)の4.4%又は10.3%相当額	58
課税留保金額に対する法人税額 (34)	57	000	(57)の4.4%又は10.3%相当額	59

この申告が修正申告である場合の計算

法人申告額の計算	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (16)-(63)若しくは(16)+(64)又は(64)-(28)	65	00	外	地方申告額の計算	所得の金額に対する法人税額		
	欠損金又は災害損失金等の当期控除額	66				課税留保金額に対する法人税額	69	
	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	67				課税標準法人税額 (68)+(69)	70	000
						確定地方法人税額	71	
						中間還付額	72	
						欠損金の繰戻しによる還付金額	73	
						この申告により納付すべき地方法人税額 (44)-(71)若しくは((44)+(72)+(73))又は(((72)-(45))+((73)-(45)の外書))	74	00

【No.7】地方法人税額の計算につき、56欄～59欄により計算していますか。

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に
関する明細書

事業年度 : : 法人名

別表三(一)

留保金額に対する税額の計算			
課税留保金額		税額	
年3,000万円相当額以下の金額 ((21)又は(3,000万円× $\frac{\quad}{12}$)のいずれか少ない金額)	1	円	円
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 (((21)-(1))又は(1億円× $\frac{\quad}{12}$)-(1))のいずれか少ない金額)	2	円	円
年1億円相当額を超える金額 (21)-(1)-(2)	3	円	円
計(21) (1)+(2)+(3)	4	円	円

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

令二・四・一以後終了事業年度分

課税留保金額の計算			
留保所得金額 (別表四「48の②」)	9	円	円
当 期 留 保 多 い 分 が 保 金 の 計 算	10	円	円
前期未配当等の額(連結法人間配当等の額を除く。) (前期の(11))	10	円	円
当期未配当等の額(連結法人間配当等の額を除く。)	11	円	円
法人税額及び地方法人税額の合計額 (((別表一「4」+「5」+「7」+「10の外書」-「12」-「19」)-別表六(五)の「5の②」)と0のいずれか多い方) (マイナスの場合は0)	11	円	円
住 民 税 額 の 計 算	13	円	円
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 (別表十七(三)の十二)「1」)	14	円	円
法人税額等の合計額 (12)+(13)-(14) (マイナスの場合は0)	15	円	円
連結法人間配当等の当期支払額	16	円	円
連結法人間配当等の当期受取額	17	円	円
他の法人の株式又は出資の基準時の直前における帳簿価額から減算される金額 (別表三(一)付表「18」)	18	円	円
当期留保金額 (9)+(10)-(11)-(15)+(16)-(17)-(18)	19	円	円
留保控除額 (別表三(一)付表「32」)	20	円	円
課税留保金額 (19)-(20)	21	円	円
住 民 税 額 の 計 算	22	円	円
前期未配当等の額(連結法人間配当等の額を除く。) (前期の(11))	22	円	円
当期未配当等の額(連結法人間配当等の額を除く。)	23	円	円
法人税額及び地方法人税額の合計額 (((別表一「4」+「5」+「7」+「10の外書」-「12」-「19」)-別表六(五)の「5の②」)と0のいずれか多い方) (マイナスの場合は0)	23	円	円
住民税額 (22)又は(23)×(16.3%又は10.4%)	24	円	円
特定寄附金の額の合計額に係る控除額 (特定寄附金の額の合計額)×(20%又は40%)	25	円	円
調整地方税額に係る控除額 $\left[(24) + ((\text{別表一「12」} + \text{「18」}) \times (16.3\% \text{ 又は } 10.4\%)) \right] \times 20\%$	26	円	円
住民税額から控除される金額 (25)又は(26)のいずれか少ない金額	27	円	円
住民税額 (24)-(27)	28	円	円

【No.12】10欄の金額は、前事業年度の11欄の金額と一致していますか。

【No.13】11欄の金額は、当事業年度中に基準日があり、当事業年度終了の日の翌日から決算確定の日までに決議があった配当等の額を記載していますか。

利益積立金額及び資本金等の額の計算に
関する明細書

事業 年度	：	：	法人名
----------	---	---	-----

別表五(一)

令二・四・一以後終了事業年度分

御注意

2 発行済株式又は出資のうち二以上の種類の株式がある場合には、法人税法施行規則別表五(一)付表(別表五(一)付表)の記載が必要となります。

1 この表は、通常の場合には次の算式により検算ができます。

期首現在利益積立金額合計「31」① + 別表四留保所得金額又は欠損金額「48」 - 中間分、確定分法人税等合計額

II 差引期首現在利益積立金額合計「31」④

I 利益積立金額の計算に関する明細書		期首現在 利益積立金額 ①	当 期 の 増 減	差引翌期首現在 利益積立金額 ①-②+③
区 分		減	増	④
利 益 準 備 金	1	円	円	円
積 立 金	2			
	3			
〇 〇 〇 引 当 金	4			
繰延税金資産(負債)	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			
	11			
	12			
	13			
〇 〇 〇	14			
	15			
	16			
	17			
	18			
〇 〇 〇	19			
	20			
	21			
	22			
	23			
	24			
	25			
繰越損益金(損は赤)	26			
納 税 充 当 金	27			
未 納 法 人 税 等	28	△	△	△
未 納 法 人 税 等	29	△	△	△
未 納 法 人 税 等	30	△	△	△
差 引 合 計 額	31			

II 資本金等の額の計算に関する明細書		期首現在 資本金等の額 ①	当 期 の 増 減	差引翌期首現在 資本金等の額 ①-②+③
区 分		減	増	④
資 本 金 又 は 出 資 金	32	円		
資 本 準 備 金	33			
〇 〇 〇	34			
〇 〇 〇	35			
差 引 合 計 額	36			

【No.17】貸借対照表の任意引当金、繰延税金資産(負債)等の金額は、④欄の金額と一致していますか。

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.4】期首現在利益積立金額及び期首現在資本金等の額は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。

【No.106】貸借対照表と別表五(一)の未払(未収)消費税額等の合計額は、消費税及び地方消費税の申告書第一表②⑥欄の金額と一致していますか(各月ごとに申告及び納付している法人の場合、その合計額に決算月の前月分の納付(還付)税額を調整した金額と一致していますか。)

【No.18】組織再編成が行われた場合、利益積立金額及び資本金等の額の調整を行っていますか。

【No.15】別表四と別表五(一)の検算額は、31④欄の金額と一致していますか。
【検算式】
別表四の48②欄 + 31①欄 - 28~30の③欄の合計額 = 31④欄

中間	△	△
確定	△	△
中間	△	△
確定	△	△
中間	△	△
確定	△	△

租税公課の納付状況等に関する明細書

事業年度

【No.3】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

別表五(二)

令二・四・一以後終了事業年度分

税目及び事業年度	期首現在未納税額 ①	当期発生税額 ②	当期中の納付税額			期末現在税額 ①+②-③-④-⑤ ⑥
			充当金取崩しによる納付 ③	仮払経理による納付 ④	損金経理による納付 ⑤	
法人税及び地方法人税	1		円	円	円	円
道府県民税	6					
市町村民税	11					
事業税	16					
その他	20-29					
納税充当金の計算						

【No.4】 前事業年度からの繰越額は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。

【No.24】 41欄の金額は、貸借対照表等の記載額と一致していますか。

【No.21】 5、10及び15の⑤欄でマイナス表示している還付法人税等又は還付所得税等(いずれも還付加算金を除きます。)の額で、雑収入等に計上しているものを別表四の18欄又は19欄で減算していますか。

【No.22】 19の③欄及び④欄でプラス表示している事業税の額を別表四の13欄等で減算していますか。
【No.22】 19の③欄及び④欄でマイナス表示している還付事業税の額を別表四で加算していますか。

【No.23】 「その他」の③欄に表示している充当金の取崩し又は④欄に表示している仮払経理により納付した源泉所得税若しくは外国法人税等の額を別表四で減算していますか。

【No.20】 5、10、15及び24～29の⑤欄でプラス表示している金額を別表四の2欄、3欄及び5欄で加算していますか。

期首納税充当金	30	円	取崩額	損金算入のもの	36	円
繰入額	損金経理をした納税充当金	31	他	損金不算入のもの	37	
		32			38	
	計(31)+(32)	33		仮払税金消却	39	
取崩額	法人税額等(5の③)+(10の③)+(15の③)	34	計	(34)+(35)+(36)+(37)+(38)+(39)	40	
	事業税(19の③)	35	期末納税充当金	(30)+(33)-(40)	41	円

③

所得税額の控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

御注意

「1」から「5」までの「②」及び「③」の各欄並びに「8」及び「14」及び「21」の各欄は、法人の各事業年度において、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第33条第2項の規定の適用がある場合には、同項の規定により所得税額とみなされる復興特別所得税の額を含めて記載します。

区分	収入金額		①について課される所得税額		②のうち控除を受ける所得税額		
	①	②	③	④	⑤	⑥	
1 公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配並びに特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当	円		円		円		
2 剰余金の配当（特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係るものを除く。）、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）							
3 集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）を除く。）の収益の分配							
<p>【No.25】復興特別所得税額について所得税額控除制度の適用を受ける場合、所得税額とみなされる復興特別所得税額を所得税額に含めて記載していますか。</p> <p>【No.27】集団投資信託の収益の分配に係る源泉所得税の額から控除された分配時調整外国税相当額を記載していませんか（分配時調整外国税相当額について税額控除制度の適用を受ける場合、別表六(五の二)を作成していますか。）。</p>							
<p>剰余金の配当（特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係るものを除く。）、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）、集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）を除く。）の収益の分配又は割引債の償還差益に係る控除を受ける所得税額の計算</p>							
個別法による場合	銘柄	収入金額	所得税額	配当等の計算期間	(9)のうち元本所有期間	所有期間割合 (10)/(9) (10/小数点以下3位未満切上げ)	控除を受ける所得税額 (8) × (11)
		円	円	月	月		円
銘柄別簡便法による場合	銘柄	収入金額	所得税額	配当等の計算期末の所有元本数等	配当等の計算期首の所有元本数等	(15)-(16) 2又は12 (マイナスの場合は0)	控除を受ける所得税額 (14) × (18)
		円	円				円
支又	<p>【No.26】12欄及び19欄で所有期間によるあん分計算を要しないものについて、あん分計算を行っていませんか。</p> <p>(例) ・ 公社債及び預貯金の利子 ・ 合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除きます。）の収益の分配 ・ 特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当 ・ 資本剰余金の減少に伴う剰余金の配当、分割型分割による剰余金の配当、株式分配</p>						
計							

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.25】復興特別所得税額について所得税額控除制度の適用を受ける場合、所得税額とみなされる復興特別所得税額を所得税額に含めて記載していますか。

【No.27】集団投資信託の収益の分配に係る源泉所得税の額から控除された分配時調整外国税相当額を記載していませんか（分配時調整外国税相当額について税額控除制度の適用を受ける場合、別表六(五の二)を作成していますか。）。

【No.26】12欄及び19欄で所有期間によるあん分計算を要しないものについて、あん分計算を行っていませんか。

(例) ・ 公社債及び預貯金の利子
 ・ 合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除きます。）の収益の分配
 ・ 特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当
 ・ 資本剰余金の減少に伴う剰余金の配当、分割型分割による剰余金の配当、株式分配

内国法人の外国税額の控除に関する明細書

【No.29】21欄の金額は、税引後の金額としていますか。
【No.29】21欄の金額に係る計算の明細を記載した書類を添付していただけますか。

I 法人税に係る		円	区 分	円	円
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「21」)		1		円	円
当 期 の 法 人 所 得 金 額 の 控 除 限 度 調 整 外 国 所 得 金 額 の 計 算	当期の法人税額 (別表一「4」-別表六(五)の二)「5」の③) -別表七(三)の十の各「1」)	2	その他の国外源泉所得に係る 当期利益又は当期欠損の額	21	円
	所得金額又は欠損金額	3	納付した控除対象外国法人税額	22	
	繰越	4	交際費等の損金不算入額	23	
	被召	5	貸倒引当金の戻入額	24	
	の	6			
	所	7			
	得	8			
	金	9			
	額	10			
	の	11			
	控	12			
	除	13			
	限	14			
度	15				
調	16				
整	17				
外	18				
国	19				
所	20				
得	21				
金	22				
額	23				
の	24				
計	25				
算	26				
法	27				
人	28				
税	29				
の	30				
控	31				
除	32				
限	33				
度	34				
調	35				
整	36				
外	37				
国	38				
所	39				
得	40				
金	41				
額	42				
の	43				
計	44				
算	45				
法	46				
人	47				
税	48				
の	49				
控	50				
除	51				
限	52				
度	53				
調	54				
整	55				
外	56				
国	57				
所	58				
得	59				
金	60				
額	61				
の	62				
計	63				
算	64				
法	65				
人	66				
税	67				
の	68				
控	69				
除	70				
限	71				
度	72				
調	73				
整	74				
外	75				
国	76				
所	77				
得	78				
金	79				
額	80				
の	81				
計	82				
算	83				
法	84				
人	85				
税	86				
の	87				
控	88				
除	89				
限	90				
度	91				
調	92				
整	93				
外	94				
国	95				
所	96				
得	97				
金	98				
額	99				
の	100				
計	101				
算	102				
法	103				
人	104				
税	105				
の	106				
控	107				
除	108				
限	109				
度	110				
調	111				
整	112				
外	113				
国	114				
所	115				
得	116				
金	117				
額	118				
の	119				
計	120				
算	121				
法	122				
人	123				
税	124				
の	125				
控	126				
除	127				
限	128				
度	129				
調	130				
整	131				
外	132				
国	133				
所	134				
得	135				
金	136				
額	137				
の	138				
計	139				
算	140				
法	141				
人	142				
税	143				
の	144				
控	145				
除	146				
限	147				
度	148				
調	149				
整	150				
外	151				
国	152				
所	153				
得	154				
金	155				
額	156				
の	157				
計	158				
算	159				
法	160				
人	161				
税	162				
の	163				
控	164				
除	165				
限	166				
度	167				
調	168				
整	169				
外	170				
国	171				
所	172				
得	173				
金	174				
額	175				
の	176				
計	177				
算	178				
法	179				
人	180				
税	181				
の	182				
控	183				
除	184				
限	185				
度	186				
調	187				
整	188				
外	189				
国	190				
所	191				
得	192				
金	193				
額	194				
の	195				
計	196				
算	197				
法	198				
人	199				
税	200				
の	201				
控	202				
除	203				
限	204				
度	205				
調	206				
整	207				
外	208				
国	209				
所	210				
得	211				
金	212				
額	213				
の	214				
計	215				
算	216				
法	217				
人	218				
税	219				
の	220				
控	221				
除	222				
限	223				
度	224				
調	225				
整	226				
外	227				
国	228				
所	229				
得	230				
金	231				
額	232				
の	233				
計	234				
算	235				
法	236				
人	237				
税	238				
の	239				
控	240				
除	241				
限	242				
度	243				
調	244				
整	245				
外	246				
国	247				
所	248				
得	249				
金	250				
額	251				
の	252				
計	253				
算	254				
法	255				
人	256				
税	257				
の	258				
控	259				
除	260				
限	261				
度	262				
調	263				
整	264				
外	265				
国	266				
所	267				
得	268				
金	269				
額	270				
の	271				
計	272				
算	273				
法	274				
人	275				
税	276				
の	277				
控	278				
除	279				
限	280				
度	281				
調	282				
整	283				
外	284				
国	285				
所	286				
得	287				
金	288				
額	289				
の	290				
計	291				
算	292				
法	293				
人	294				
税	295				
の	296				
控	297				
除	298				
限	299				
度	300				
調	301				
整	302				
外	303				
国	304				
所	305				
得	306				
金	307				
額	308				
の	309				
計	310				
算	311				
法	312				
人	313				
税	314				
の	315				
控					

国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 : : 法人名 ()

別表六(二)付表一

令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

国外事業所等の名称等	名									
	所在地	3								
主たる事業	主たる事業	4								
	区分		国外所得対応分	①のうち非課税所得分	国外所得対応分	③のうち非課税所得分				
			①	②	③	④				
加	国外事業所等帰属所得に係る当期利益又は当期欠損の額	5							円	
	(5)のうち内部取引に係る利益又は損失の額	6								
算	納付した控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額	7								
	交際費等の損金不算入額	8								
	貸倒引当金の戻入額	9								
	国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額 (別表六(二)付表二「16」)	10								
		11								
		13								
		14								
	小計	15								
	減	貸倒引当金の繰入額	16							
		銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入額 (別表六(二)付表二「20」)	17							
保険会社の投資資産超過額に係る投資収益の益金不算入額 (別表六(二)付表四「29」)		18								
		19								
算	○ ○ ○	20								
		21								
		22								
	小計	23								
	仮計 (5) + (15) - (23)	24								
	国外事業所等帰属所得に係る所得の金額 (24の①) + (24の③)	25						円		
	(25)のうち非課税所得の金額 (24の②) + (24の④)	26								

【No.28】 国外事業所等を通じて事業を行っている場合、国外所得金額の計算において、国外事業所等帰属所得とその他の国外源泉所得とに区分して計算していますか。

【No.3】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.29】 5欄の金額は、税引後の金額としていますか。
【No.29】 5欄の金額に係る計算の明細を記載した書類を添付していますか。

【No.32】 国外所得金額の計算において、別表四の加減算額を調整していますか。

【No.31】 国外事業所等帰属所得及びその他の国外源泉所得ごとに、共通費用及び共通利子の配賦計算をしていますか。

外国税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額等の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ()

別表六(三)

当期の控除余裕額、個別控除余裕額、控除限度超過額又は個別控除限度超過額の計算							
控除限度等	法人税	1	控除余裕額又は個別控除限度超過額	国税	7	円	
	(別表六(二)「16」、別表六(二)(二)付表「13」又は別表六の三「11」)			(1) - (6)			
	地方法人税	2		道府県民税	8		
	(別表六(二)「49」、別表六(二)(二)付表「48」又は別表六の三「46」)			(((1)+(2)+(3)×3.2%又は1%))又は別表六(三)付表「28の④」)			【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。
	市町村民税	4		市町村民税	9		
(((1)×9.7%又は6%))又は別表六(三)付表「28の⑤」)		((5)-(6)と(4)のうち少ない金額)					
計	5	(1)+(2)+(3)+(4)		【No.33】12~29の②欄及び⑤欄の金額は、最も古い事業年度のものから順に充当していますか。 【No.33】同一事業年度のものについては、国税、道府県民税、市町村民税の順に充当していますか。			
控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額	6	(別表六(二)(二)「21」)					
前3年以内の控除余裕額、個別控除余裕額、控除限度超過額又は個別控除限度超過額に関する明細							
事業年度又は連結事業年度	区分	控除余裕額又は個別控除余裕額			控除限度超過額又は個別控除限度超過額		
		前期繰越額又は当期発生額 ①	当期使用額 ②	翌期繰越額 ①-② ③	前期繰越額又は当期発生額 ④	当期使用額 ⑤	翌期繰越額 ④-⑤ ⑥
. . .	国税	12	円	円	円	外	円
. . .	道府県民税	13					
. . .	市町村民税	14					
. . .	国税	15				外	円
. . .	道府県民税	16					
. . .	市町村民税	17					
. . .	国税	18				外	
. . .	道府県民税	19					
. . .	市町村民税	20					
. . .	国税	21				外	
. . .	道府県民税	22					
. . .	市町村民税	23					
. . .	国税	24				外	
. . .	道府県民税	25					
. . .	市町村民税	26					
. . .	国税	27				外	
. . .	道府県民税	28					
. . .	市町村民税	29					
合計	国税	30				外	
	道府県民税	31					
	市町村民税	32					
	計 (30)+(31)+(32)	33					
当期分	国税	34	(7)		(11)	外	別表六(二)(二)「20」-(33の外)
	道府県民税	35	(8)				
	市町村民税	36	(9)				(33の②)
	計 (34)+(35)+(36)	37	(10)	(33の⑤)			

令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

外国子会社配当益金不算入の対象とならない損金算入配当等に対応する控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 : : 法人名 ()

別表六四の二

令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

外国子会社の名称等	名称	1							
	本店又は主たる所在	2							
	国名又は地域名	3							
剰余金の配当等に係る外国法人税額	税種	4							
	納付確定日又は納付日	5							
	課税標準	6							
	税率 (%)	7							
	税額 (6) × (7)	8							
納付された外国法人税額	みなし納付の基礎となる条約及び相手国の法令の根拠規定	9							
	(9)の規定の適用がないものとした場合の外国法人税額 (6) × 税率	10	()	()	()	()	()	()	()
	みなし納付外国法人税額 (10) - (8)	11							
控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額	外国法人税額の合計 (8) + (11)	12							
	(12)のうち外国子会社配当益金不算入の対象とならない損金算入配当等に対応する金額	13							
	控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 (6) × 35%と(13)のうち少ない金額	14							
	納付分 (14) × (8) / (12)	15	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
	みなし分 (14) - (15)	16	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
	納付した控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 (15)欄の合計	17							
納付したとみなされる控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 (16)欄の合計	18								円

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.36】5欄は、当事業年度中の日付となっていますか。

【No.37】7欄は、租税条約(日台民間租税取決めを含みます。)の限度税率を超えていませんか。

【No.38】9欄に、租税条約及び相手国法令の根拠規定を記載していますか。

利子等に係る控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額等に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ()

別表六(五)
令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

国名		1					
税種		2					
納付確定日又は納付日		3	【No.36】3欄は、当事業年度中の日付となっていますか。				
納付人	課税標準 (収入金額)	4					
	税率 (%)	5	【No.37】5欄は、租税条約 (日台民間租税取決めを含みます。) の限度税率を超えていませんか。				
外国税額	税額 (4) × (5)	6					
外国法人と税みなされる	みなし納付の基礎となる条約及び相手国の法令の根拠規定	7	【No.38】7欄に、租税条約及び相手国法令の根拠規定を記載していますか。				
	上記(7)の規定の適用がないものとした場合の外国法人税額 (4) × 税率	8	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
	みなし納付外国法人税額 (8) - (6)	9					
控除対象外国法人	外国法人税額の合計 (6) + (9)	10					
	控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 ((4) × (10%又は15%)と(10)のうち少ない金額)	11					
対象外国法人	(6)と(11)のうち少ない金額	12	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
	(11) - (12)	13	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
税額	納付した控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 ((12)の合計)	14					
	納付したとみなされる控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 ((13)の合計)	15					

所得率の計算								
事業年度又は連結事業年度	所得金額仮計又は個別所得金額仮計 (別表四「25の①」又は別表四の二付表「33の①」)	受取配当等の益金不算入額又は受取配当等の益金不算入額の個別帰属額 (別表八(一)「13」若しくは「26」又は別表八の二付表「1」)	外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表八(二)「26」+別表十七(三の四)「27の計」)	外国子会社から受ける剰余金の配当等の源泉税等の損金不算入額	控除所得税額又は控除所得税額の個別帰属額 (別表六(一)「6の③」又は別表六の二(一)「22」)	損金算入外国法人税額又は損金算入外国法人税額の個別帰属額	調整所得金額又は調整個別所得金額 (16) + (17) + (18) - (19) + (20) + (21) (マイナスの場合は0)	総収入金額等
	16	17	18	19	20	21	22	23
. . .	円	円	円	円	円	円	円	円
. . .								
. . .								
. . .								
. . .								
. . .								
当期分								
計								
所得率 (22の計) / (23の計)	24							%

法人税の額から控除される特別控除額に関する明細書

事業年度 : : 法人名

別表六(六)

令二・四・一以後終了事業年度分

法人税額の特別控除額及び調整前法人税額超過額の計算			
当期税額控除可能額 (6の合計)	1	円	円
調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)	2		
当期税額基準額 (2) × $\frac{90}{100}$	3		
			調整前法人税額 (1)
			4
			法人税額の特別控除額 (1)と(3)のうち少ない金額)
<p>【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。</p>			
当期税額控除可能額及び調整前法人税額超過構成額の明細			
適用を受ける各特別控除制度		当期税額控除可能額 6	調整前法人税額超過構成額 7
試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除	当期分 ①	別表六(八)「19」 円	円
中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除	当期分 ②	別表六(九)「18」	
特別試験研究費に係る法人税額の特別控除	当期分 ③	別表六(十一)「9」	
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取付した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計 ④	別表六(六)付表「1の③」	別表六(六)付表「2の③」
高度省エネルギー増進設備等を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分 ⑤	別表六(十三)「15」	
中小企業者等が機械等を取付した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計 ⑥	別表六(六)付表「1の⑥」	別表六(六)付表「2の⑥」
	当期分 ⑦	別表六(十四)「14」	
沖縄の特定地域において工業用機械等を取付した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計 ⑧	別表六(六)付表「1の⑩」	別表六(六)付表「2の⑩」
	当期分 ⑨	別表六(十五)「16」	
国家戦略特別区域において機械等を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分 ⑩	別表六(十六)「23」	
国際戦略総合特別区域において機械等を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分 ⑪	別表六(十七)「23」	
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分 ⑫	別表六(十八)「17」	
地方活力向上地域等において特定建物等を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分 ⑬	別表六(十九)「16」	
	当期分 ⑭	別表六(二十)「26」	
地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除		⑮	別表六(二十)「36」
	当期分 ⑯	別表六(二十一)「8」	
認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除	当期分 ⑰	別表六(六)付表「1の⑭」	別表六(六)付表「2の⑭」
特定中小企業者等が経営改善設備を取付した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計 ⑱	別表六(六)付表「1の⑮」	別表六(六)付表「2の⑮」
	当期分 ⑲	別表六(二十二)「14」	
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取付した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計 ⑳	別表六(六)付表「1の⑰」	別表六(六)付表「2の⑰」
	当期分 ㉑	別表六(二十三)「15」	
給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の法人税額の特別控除	当期分 ㉒	別表六(二十四)「22」	
中小企業者等が給与等の引上げを行った場合の法人税額の特別控除	当期分 ㉓	別表六(二十五)「19」	
認定特定高度情報通信技術活用設備を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分 ㉔	別表六(二十七)「14」	
革新的情報産業活用設備を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分 ㉕	別表六(二十八)「20」	
復興産業集積区域等において機械等を取付した場合等の法人税額の特別控除	前期繰越分計 ㉖	別表六(六)付表「1の⑱」	別表六(六)付表「2の⑱」
	当期分 ㉗	別表六(二十九)「20」	
復興産業集積区域等において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除	当期分 ㉘	別表六(三十)「11」	
合 計			(5)

【No.39】複数の法人税額の特別控除制度の適用を受ける場合、適用を受ける制度に係る別表に記載した当期税額控除可能額を転記していますか。

特定税額控除規定の適用可否の判定に関する
明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

別表六(七)

令二・四・一以後終了事業年度分

継続雇用者給与等支給額に 係る要件	継続雇用者給与等支給額 (15の①)	1	所得金額に 係る要件	特定対象年度の基準所得等金額	8		
	継続雇用者比較給与等支給額 (15の②)又は(15の③)	2					
	((1) > (2))又は((1) = (2) = 0)	3				該当・非該当	
	【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。						
国内設備投資額に係る要件	国内設備投資額	4	前事業年度等の基準所得等金額の合計額	9			
	当期償却費総額 (18)	5					
	当期償却費総額基準額 $(5) \times \frac{10 \text{又は} 30}{100}$	6			(8) ≤ (9)	10	該当・非該当
	(4) > (6)	7					
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算							
		継続雇用者給与等支給額の計算		継続雇用者比較給与等支給額の計算			
		当期	前事業年度等	前一年事業年度等特定期間			
		①	②	③			
事業年度等又は連結事業年度等	11		・	・	・		
雇用者給与等支給額	12	【No.40】中小企業者等以外の法人が、次に掲げる法人税額の特別控除制度の適用を受ける場合、3欄、7欄又は10欄のいずれかが「該当」となっていますか。					
同上のうち継続雇用者に係る金額	13	① 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度					
$\frac{\text{当期の月数}}{\text{(11の③)の月数}}$	14	② 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除制度					
	15	③ 革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除制度					
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額 (13)又は((13) × (14))	15	④ 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除制度					
当期償却費総額の計算							
損益計算書に計上された減価償却費の額	16	当期償却費総額 (16) + (17)					
剰余金の処分方法により特別償却準備金として積み立てた金額その他上記以外の金額	17						

試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度 : : 法人名

別表六(八)

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否		可	否
(別表六(七)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は中小企業者若しくは農業協同組合等である場合)			
試験研究費の額	1		
控除対象試験研究費の額の計算	2	$\frac{9.9}{100} - (\frac{8}{100} - (7)) \times 0.175$	11
	3	$(5) = 0 \text{ の場合又は設立事業年度の場合}$	12
	4	$(9) > 10\% \text{ の場合の控除割増率}$ $((9) - \frac{10}{100}) \times 0.5$ (0.1を超える場合は0.1)	13
	5	税 額 控 除 割 合 $((10)、(11)又は(12)) + ((10)、(11)又は(12)) \times (13)$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)	14
増減試験研究費の額の計算	6	税 額 控 除 限 度 額 $(4) \times (14)$	15
	7	調 整 前 法 人 税 額 (別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)	16
	8	$(9) > 10\% \text{ の場合の特例加算割合}$ $((9) - \frac{10}{100}) \times 2$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)	17
	9	$\text{当 期 税 額 基 準 額 の 計 算}$ $(16) \times ((0.25 \text{ 又は } 0.4) + (17))$	18
試験研究費の額の計算	10	当 期 税 額 控 除 可 能 額 $((15) \text{ と } (18) \text{ のうち少ない金額})$	19
	11	$\text{調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額}$ (別表六(六)「7の①」)	20
	12	$\text{法 人 税 額 の 特 別 控 除 額}$ $(19) - (20)$	21

【No.41】1欄の金額は、申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。
 【No.41】試験研究費に充当する目的で他の者から支払を受けた金額がある場合、その金額を試験研究費の額から控除していますか。

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

令二・四・一以後終了事業年度分

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に
おける比較試験研究費の額及び平均売上金額の
計算に関する明細書

事業年度	:	:	法人名
------	---	---	-----

別表六(十)

比較試験研究費の額の計算				
事業年度又は連結事業年度	試験研究費の額	当期の月数 (1)の事業年度又は 連結事業年度の月数	改定試験研究費の額 (2) × (3)	
1	2	3	4	
調整対象年度	円		円	
・	・			
・	・			
・	・			
・	・			
・	・			
計				
比較試験研究費の額 (4の計) ÷ (調整対象年度数)		5	円	
平均売上金額の計算				
事業年度又は連結事業年度	売上金額	当期の月数 (6)の事業年度又は 連結事業年度の月数	改定売上金額 (7) × (8)	
6	7	8	9	
売上調整年度	円		円	
・	・			
・	・			
・	・			
・	・			
・	・			
・	・			
当期				
平均売上金額 (9の計) ÷ (1 + 売上調整年度数)		10	円	

【No.42】 申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。

【No.3】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.43】 調整対象年度及び売上調整年度に試験研究費の額がない事業年度を含めて、5欄及び10欄の計算をしていますか。
【No.44】 合併等が行われた場合、比較試験研究費の額及び平均売上金額の調整を行っていますか。

【No.42】 当事業年度の改定売上金額を記載していますか。

令二・四・一以後終了事業年度分

特別試験研究費に係る法人税額の特別控除
に関する明細書

事業年度	:	:	法人名	
------	---	---	-----	--

別表六十一

令二・四・一以後終了事業年度分

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否		可
(別表六(七)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は中小企業者若しくは農業協同組合等である場合)		
特別試験研究費の額 (14の計)	1	円
調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)	7	円
控除対象済特別試験研究費の額 (別表六(八)「3」)又は(別表六(九)「3」)	2	円
当期	8	円
差引対象特別試験研究費の額 (1)-(2)	3	円
調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「7の③」)	10	円
同上のうち税額控除割合が30%である試験 研究に係る特別試験研究費の額 (3)と(15)のうち少ない金額)	4	円
当期税額控除可能額 (6)と(8)のうち少ない金額)	9	円
(3)のうち税額控除割合が25%である試験 研究に係る特別試験研究費の額 (3)-(4)と(16)のうち少ない金額)	5	円
調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「7の③」)	10	円
特別研究税額控除限度額 $(4) \times \frac{30}{100} + (5) \times \frac{25}{100} + ((3)-(4)-(5)) \times \frac{20}{100}$	6	円
法人税額の特別控除額 (9)-(10)	11	円
特 別 試 験 研 究 費 の 額 の 明 細		
措法第42条の4第7項各号の該当号	特別試験研究の内容	特別試験研究費の額
12	13	14
第1号・第2号・第3号		円
第1号・第2号・第3号		
第1号・第2号・第3号		
第1号・第2号・第3号		
第1号・第2号・第3号		
計		
(14の計)のうち(12)が第1号である試験研究に係る特別試験研究費の額		15
(14の計)のうち(12)が第2号である試験研究に係る特別試験研究費の額		16

【No.3】当事業年度に適用される
別表を使用していますか。

【No.41】1欄の金額は、申告調整額を加減算した税務上の金額となっ
ていますか。
【No.41】試験研究費に充当する目的で他の者から支払を受けた金額
がある場合、その金額を特別試験研究費の額から控除していますか。

⑤ 欠損金又は災害損失金の損金算入等に関する明細書

別表七(一)

令二・四・一以後終了事業年度分

事業年度		法人名		所得金額	所得金額控除限度額
				(1) × $\frac{50 \text{又は} 100}{100}$	2
事業年度	区分	控除未済欠損金額	当期控除額	翌期繰越額	
		3	4	5	
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失				
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失				
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失				
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失				
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失				
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失				
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失				
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失				
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失				
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失				
計					
当	欠損金額 (別表四「48の①」)		欠損金の繰戻し額		
期	同上のうち				
分	災害損失金				
	青色欠損金				
	合計				
災害により生じた損失の額の計算					
災					
災					
当					
災	災害により生じた損失の額				
	(7) + (8) + (9)	10			
	保険金又は損害賠償金等の額	11			
	差引災害により生じた損失の額 (10) - (11)	12			
	同上のうち所得税額の還付又は欠損金の繰戻しの対象となる災害損失金額	13			
	中間申告における災害損失欠損金の繰戻し額	14			
	繰戻しの対象となる災害損失欠損金額 ((6)の③)と((13)の③)-(14)の③)のうち少ない金額	15			
	繰越控除の対象となる損失の額 ((6)の③)と((12)の③)-(14)の③)のうち少ない金額	16			

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.4】前事業年度からの繰越額は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。

【No.46】2欄の金額は、欠損金控除前の所得金額の50/100相当額となっていますか。ただし、次に掲げる事業年度を除きます。
 ① 当事業年度終了の時点における資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下で一又は完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されていない場合の事業年度（法第57条第11項第1号該当）
 ② 更生手続開始の決定の日からその更生計画認可の決定の日等以後7年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度（株式が上場された等の事由が生じた日以後に終了する事業年度を除きます。）（同項第2号該当）
 ③ 設立の日から同日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度（株式が上場された等の事由が生じた日以後に終了する事業年度を除きます。）（同項第3号該当）

適格組織再編成等が行われた場合の調整後の控除未済欠損金額の計算に関する明細書

事業年度 . . . 法人名

別表七(一)付表一

令二・四・一以後終了事業年度分

適格組織再編成等が行われた場合の調整後の控除未済欠損金額						
事業年度	欠損金の区分	控除未済欠損金額又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額	被合併法人等から引継ぎを受ける未処理欠損金額		調整後の控除未済欠損金額	
		被合併法人等の事業年度	欠損金の区分	被合併法人等の未処理欠損金額	(1) + (2)	
		前期の別表七(一)「5」又は(4)、(7)若しくは別表七(一)付表三「5」若しくは別表七(一)付表四「5」		最終の事業年度の別表七(一)「5」又は(4)、(7)若しくは別表七(一)付表三「5」	1	2
		円	円	円	円	円
計						

【No.5】組織再編成が行われた場合、適格判定を行っていますか。

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.47】「適格組織再編成等の別」欄を記載していますか。

支配関係がある法人との間で適格組織再編成等が行われた場合の未処理欠損金額又は控除未済欠損金額の調整計算の明細						
対象法人の別		合併(適格・非適格)・残余財産の確定・適格分割・適格現物出資・適格現物分配		適格組織再編成等の日		
対象法人の事業年度	欠損金の区分	被合併法人等の未処理欠損金額又は当該法人の控除未済欠損金額	被合併法人等の未処理欠損金額又は当該法人の控除未済欠損金額	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額以外の部分から成る欠損金額	引継ぎを受ける未処理欠損金額又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額	
		被合併法人等の最終の事業年度の別表七(一)「5」又は当該法人の前期の別表七(一)「5」	被合併法人等の最終の事業年度の別表七(一)「5」又は当該法人の前期の別表七(一)「5」	(8) - (12)	4	5
		円	円	円	円	円
計						

【No.47】「支配関係発生日」が「適格組織再編成等の日」の属する事業年度開始の日前5年以内で未処理欠損金額等の調整計算及び特定資産譲渡等損失相当額の計算が必要な場合、5欄～7欄及び9欄～12欄を記載していますか。

支配関係事業年度以後の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細						
対象法人の支配関係事業年度以後の事業年度	支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表七(一)「当期分の青色欠損金」	欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算				
		特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額の合計額	特定引継資産又は特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額	特定資産譲渡等損失額((9)-(10))又は(別表七(一)付表二「5」)	欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額((8)と(11)のうち少ない金額)	
		8	9	10	11	12
	内	円	円	円	円	円
計						

① 受取配当等の益金不算入に関する明細書

事業年度 . . . 法人名

別表八(一)

御注意
「28」欄には、貸借対照表に計上されている特別償却準備金及び圧縮記帳に係る積立金の額を含め、措置法第67条の6第1項に規定する特定株式投資信託の収益の分配の額がある場合の当該特定株式投資信託については、「非支配目的株式等」の各欄に記載しますが、このとき、「38」欄には「特定株式投資」と記載し、「39」及び「40」の各欄は記載する必要はありません。

当年度実績により負債利子等の額を計算する場合				基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合			
完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (31の計)	1	円		完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (31の計)	14	円	
受取配当等の額 (34の計)	2			受取配当等の額 (34の計)	15		
当期に支払う負債利子等の額	3			当期に支払う負債利子等の額	16		
連結法人に支払う負債利子等の額	4			国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、関連者等に係る支払利子等若しくは対象純支払利子等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の			
子等	5			子等			
の超過				の超過			
の総額				の総額			
の期末				の期末			
の計算				の計算			
受取負債利子等の額	10			受取負債利子等の額	22		
(7) × (9) / (8)				(19) × (22)			
その他株式等に係る受取配当等の額 (37の計)	11			その他株式等に係る受取配当等の額 (37の計)	23		

【No.53】 3欄又は16欄の金額は、損益計算書の支払利息（社債利息及び手形の割引料等を含みます。）の額の合計額（別表四において、支払利息等に係る申告調整を行っている場合、その調整後の金額）と一致していますか。

【No.3】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.56】 基準年度実績により負債利子等の額を計算している場合、20欄～23欄に金額を記載していますか。
【No.56】 20欄及び21欄の金額に適格合併に係る被合併法人も含めていますか（その場合、適格合併に係る全ての法人が平成27年4月1日に存在していますか）。

【No.54】 27欄及び29欄の金額は、貸借対照表の金額に法令第22条及び法基通3-2-5～3-2-7の調整をした後の金額となっていますか。

【No.55】 30欄の金額は、別表五(一)に記載された評価損益を調整した後の期末関連法人株式等（他の内国法人の発行済株式等の3分の1を超える数等を当期又は前期の期末日以前6月の期間を通じて有している場合における当該他の内国法人の株式等）の税務上の帳簿価額となっていますか。

区分	総資産の帳簿価額	連結法人に支払う負債利子等の元本の負債の額等	総資産の帳簿価額	期末関連法人株式等の帳簿価額
前期末現在額		28	(27) - (28)	30
当期末現在額				
計				

【No.49】 31欄の金額に、完全子法人株式等（その配当等の額の計算期間の初日から末日まで継続して他の内国法人との間に完全支配関係があった場合の当該他の内国法人の株式等）に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。

【No.48】 31欄、34欄、37欄及び43欄の金額に益金不算入の対象とならないものの額を含めていませんか。

【No.50】 32欄の金額に、関連法人株式等（その保有割合が3分の1超の他の内国法人の株式等を当該他の内国法人から受ける配当等の額の計算期間の初日から末日まで引き続き有している場合の当該株式等）に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。

【No.51】 35欄の金額に、その他株式等（完全子法人株式等、関連法人株式等及び非支配目的株式等のいずれにも該当しない株式等）に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。

【No.52】 41欄の金額に、非支配目的株式等（その保有割合が5%以下の他の内国法人の株式等を当該他の内国法人から受ける配当等の額の支払に係る基準日において有する場合の当該株式等）に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。

受取配当等の				受取配当等の			
完全子法人株式等	法人名	本店の所在地	受取配当等の額の計算期間	受取配当等の額	左のうち益金の額に算入される金額	益金不算入の対象となる金額	
				32	33	(32) - (33)	
関連法人株式等	法人名	本店の所在地	受取配当等の額の計算期間	受取配当等の額	左のうち益金の額に算入される金額	益金不算入の対象となる金額	
				35	36	(35) - (36)	
その他株式等	法人名	本店の所在地	基準日	受取配当等の額	左のうち益金の額に算入される金額	益金不算入の対象となる金額	
			38	39	40	41	42
				41	42	(41) - (42)	

令二・四・一以後終了事業年度分

① 外国子会社から受ける配当等の益金不算入等に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 : : 法人名 ()

別表八(二)

外国子会社 の 名称等	名 称	1						
	本 店 の 所 在 地 又 は 主 務 所	国 名 又 は 地 域 名	2					
		所 在 地	3					
主 たる 事 業		4						
発 行 済 株 式 等 の 保 有 割 合		5					%	
発 行 済 株 式 等 の 連 結 保 有 割 合		6		%	%	%	%	
支 払 義 務 確 定 日		7						
支 払 義 務 確 定 日 まで の 保 有 期 間		8						
剰 余 金 の 配 当 等 の 額		9	()	()	()	()	円	
(9)の剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額		10	()	()	()	()	円	
法第23条の2第2項第1号に掲げる剰余金の配当等の額の該当の有無		11	有・無	有・無	有・無	有・無		
益等 金の 不 算 入 の 計 算 対 象 と な ら な い 損 金 算 入 配 当	法第23条の2第3項又は第4項の適用の有無	12	有・無	有・無	有・無	有・無		
	損当 金等 の 算 入 額 の 計 算 上 損 金 の 額 に 算 入 さ れ た 金 額	13	()	()	()	()	円	
	(9)の元本である株式又は出資の総数又は総額につき外国子会社により支払われた剰余金の配当等の額	14	()	()	()	()	円	
	(13)のうち外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額	15	()	()	()	()	円	
	損金算入対応受取配当等の額 (9) × (14) / (13)	15	()	()	()	()	円	
	益金不算入の対象とならない損金算入配当等の額 (9)又は(15)	16	()	()	()	()	円	
	(16)に対応する外国源泉税等の額 (10)又は(10) × (14) / (13)	17	()	()	()	()	円	
	剰余金の配当等の額に係る費用相当額 (9) - (16) × 5%	18						
	法第23条の2の規定により益金不算入とされる剰余金の配当等の額 (9) - (16) - (18)	19						
	措法第66条の8第2項前段若しくは第9項前段又は第68条の92第2項前段若しくは第9項前段の規定により益金不算入とされる剰余金の配当等の額 (別表十七(三の四)「23」+「25」)	20						
	(16)のうち措法第66条の8第3項若しくは第10項又は第68条の92第3項若しくは第10項の規定により益金不算入とされる損金算入配当等の額 (別表十七(三の四)「24」)	21						
	(9)のうち益金不算入とされる剰余金の配当等の額 (19) + (20) + (21)	22						
	法第39条の2の規定により損金不算入とされる外国源泉税等の額 (10) - (17)	23						
	(23)のうち措法第66条の8第2項後段若しくは第9項後段又は第68条の92第2項後段若しくは第9項後段の規定により損金不算入の対象外とされる外国源泉税等の額 (別表十七(三の四)「28」)	24						
	(10)のうち損金不算入とされる外国源泉税等の額 (23) - (24) (マイナスの場合は0)	25						
	益金不算入とされる剰余金の配当等の額の合計 (22)欄の合計	26					円	
	損金不算入とされる外国源泉税等の額の合計 (25)欄の合計	27						

令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.57】5欄は、25%（租税条約で別途定めのある場合はその割合）以上となっていますか。

【No.58】7欄は、当事業年度中の日付となっていますか。

【No.59】8欄は、6月以上の期間となっていますか。

【No.60】27欄の金額を別表四で加算していますか。

① 収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書

事業年

【No.63】同一事業年度内の同一の年に属する期間において、所得の特別控除と圧縮記帳（特別勘定を設けた場合を含みます。）を重複適用していませんか。

別表十(五)

I 収用換地等の場合の所得

譲渡資産の明細	公共事業者の名称	1	
	公共事業者から買取り等の申出を受けた年月日	2	・ ・
	収用換地等による譲渡年月日	3	・ ・
譲渡資産の種類	譲渡資産の種類	4	
	取得した補償金及び清算金の額	5	
取得した補償金等の額の計算	同上以外の補償金の額	6	
	取益補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	7	
	経費補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	8	
	移転補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	8	
取得した補償金等の額	(5) + (6) + (7) + (8)	9	
特別控除に係る交換取得資産の価額		10	
同上の交換取得資産につき支払った交換差金の額		11	

譲渡資産の明細	譲渡資産の価額	12	
譲渡経費の額の計算	支出した譲渡経費の額	14	
	譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	15	
	差引譲渡経費の額 (14) - (15)	16	
	同上のうち補償金等の額に係る譲渡経費の額	17	
	譲渡益の額 (9) + (10) - (11) - (12) 又は (13) - (16) 又は (17)	18	
	前期において設けた特別勘定の金額で、当期において益金の額に算入して控除の規定の適用を受ける金額	19	
	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	20	
	特別控除残額 5,000万円 - (20)	21	
	特別控除額 ((18)又は(19))と(21)のうち少ない金額	22	

【No.61】3欄は、2欄に記載した日以後6月以内の日付となっていますか。

【No.62】建物を取り壊して土地を譲渡している場合、14欄の金額にその建物の帳簿価額、取壊費用の額等を含めていませんか。

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

II 特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書

事業実施者等の名称	23	
特定事業の用地買収等により譲渡した年月日	24	(・ ・) (・ ・)
取得した対価の額	25	円
交換取得資産の価額	26	
交換取得資産につき支払った交換差金の額	27	
特定事業の用地買収等により譲渡した部分の帳簿価額	28	
譲渡経費の額の計算	支出した譲渡経費の額	29
	譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	30
	差引譲渡経費の額 (29) - (30)	31
譲渡益の額 (25) + (26) - (27) - (28) - (31)	32	
特定土地を譲渡した地区画整理の特別控除額に土地	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、2,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	33
	2,000万円 - (33)	34
	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	35
	特別控除残額 5,000万円 - (35)	36
	特別控除額 ((32)、(34)と(36)のうち少ない金額)	37

特定土地を譲渡した地区画整理の特別控除額に土地	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,500万円特別控除の規定の適用を受けた金額	38
	1,500万円 - (38)	39
	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	40
	特別控除残額 5,000万円 - (40)	41
	特別控除額 ((32)、(39)と(41)のうち少ない金額)	42
	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、800万円特別控除の規定の適用を受けた金額	43
	800万円 - (43)	44
	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	45
	特別控除残額 5,000万円 - (45)	46
	特別控除額 ((32)、(44)と(46)のうち少ない金額)	47
	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	48
	1,000万円 - (48)	49
	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	50
	特別控除残額 5,000万円 - (50)	51
	特別控除額 ((32)、(49)と(51)のうち少ない金額)	52

【No.64】収用に係る所得の特別控除制度の適用を受ける場合、同一暦年での特別控除額の合計額が5,000万円を超えていませんか（20欄～22欄）。

令二・四・一以後終了事業年度分

① 収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損算入に関する明細書

【No.63】同一事業年度内の同一の年に属する期間において、所得の特別控除と圧縮記帳（特別勘定を設けた場合を含みます。）を重複適用していませんか。

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.62】建物を取り壊して土地を譲渡している場合、12欄の金額にその建物の帳簿価額、取壊費用の額等を含めていますか。

譲渡資産の明細	公共事業者の名称	1		事業年度又は事業年度を跨ぐ資産について帳簿価額の減額等をした場合	代替資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	25	円	
	収用換地等による譲渡年月日	2	.					
	譲渡資産の種類	3				圧縮限度額		
	譲渡資産の収用換地等のあった部分の帳簿価額	4			円	圧縮限度額の計算		
	取得した補償金及び清算金の額	5				圧縮限度額	27	
	同上以外の補償金の額	6				圧縮限度超過額	28	
	収益補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	7				特別勘定に経理した金額	29	
	経費補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	8				繰入限度額の対象となり得る金額	30	
	移転補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	9				繰入限度額の計算	31	
	取得した補償金等の額 (5) + (6) + (7) + (8)	9				繰入限度超過額	32	
	保留地の対価の額	10				翌期繰越額の計算	33	
	交換取得資産の価額	11				繰越額の計算	34	
	支出した譲渡経費の額	12				当期中に益金の額に算入すべき金額	35	
	譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	13				期末特別勘定残額	36	
	差引譲渡経費の額 (12) - (13)	14				交換取得資産の種類	37	
	補償金等又は保留地の対価に係る譲渡経費の額 (14) × $\frac{(9) + (10)}{(9) + (10) + (11)}$	15				交換取得資産の帳簿価額を減額した金額	38	円
	交換取得資産に係る譲渡経費の額 (14) - (15)	16				圧縮限度額	39	
	補償金等の額又は保留地の対価の額に対応する帳簿価額 (4) × $\frac{(9) + (10)}{(9) + (10) + (11)}$	17				交換取得資産の価額 (11)	40	
	交換取得資産の価額に対応する帳簿価額 (4) - (17)	18				交換取得資産の帳簿価額 に 対 応 す る 帳 簿 価 額 (4) 又は (18)	41	
	取得した補償金等の額 (9)	19				交換取得資産につき支払った交換差金の額	42	
	同上に係る譲渡経費の額 (14) × $\frac{(9)}{(9) + (10) + (11)}$	20				交換取得資産に係る譲渡経費の額 (14) 又は (16)	43	
	差引補償金等の額 (19) - (20)	21				計 (40) + (41) + (42)	44	
	補償金等の額に対応する帳簿価額 (4) × $\frac{(9)}{(9) + (10) + (11)}$	22				圧縮限度額 (39) - (43)	45	
差益割合 (21) - (22) (21)	23			圧縮限度超過額 (38) - (44)				

別表十三(四) 令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

③ 寄附金の損金算入に関する明細書

事年	業度	法人名
----	----	-----

別表十四(二)

令二・四・一以後終了事業年度分

公益法人等以外の法人の場合				公益法人等の場合				
一般寄附金の損金算入限度額の計算	指定寄附金等の金額 (41の計)	1	円	損金算入限度額	支出した長期給付事業への繰入利子額	25	円	
	特定公益増進法人等に対する寄附金額 (42の計)	2			支出した同上以外のみなし寄附金額	26		
	その他の寄附金額	3			【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。	計	(25) + (26) + (27)	28
	計 (1) + (2) + (3)	4				所得金額仮計 (別表四「25の①」)	29	
	完全支配関係がある法人に対する寄附金額	5			寄附金支出前所得金額 (28) + (29) (マイナスの場合は0)	30		
	計 (4) + (5)	6			同上の 20又は50 相当額	31		
	所得金額仮計 (別表四「25の①」+「26の①」)	7			【No.71】10欄の金額は、別表五(一)の36④欄の金額(マイナスの場合は0)を記載していますか。	計	(31) + (32) + (33)	32
	寄附金支出前所得金額 (6) + (7) (マイナスの場合は0)	8				行う共済限度額のうち少ない金額)	33	
	同上の 2.5又は1.25 相当額	9			算損金算入限度額 (31)、(31)と(32)のうち多い金額)又は(31)と(33)のうち多い金額)	34		
	期末の資本金等の額 (別表五(一)「36の④」) (マイナスの場合は0)	10			指定寄附金等の金額 (41の計)	35		
同上の 月数換算額	11		国外関連者に対する寄附金額及び完全支配関係がある法人に対する寄附金額	36				
同上の 2.5 相当額	12		(28)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (28) - (36)	37				
一般寄附金の損金算入限度額 (9) + (12) × 1/4	13		損金不算入額	38				
特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入限度額 (8) × 6.25/100	14		同上のうち損金の額に算入されない金額 (37) - (34) - (35)	38				
期末の資本金等の額の月数換算額の 3.75 相当額 (11) × 3.75/1,000	15		国外関連者に対する寄附金額及び完全支配関係がある法人に対する寄附金額 (36)	39				
特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額 ((14) + (15)) × 1/2	16		計 (38) + (39)	40				
特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入額 ((2) + (14) 又は (16))のうち少ない金額	17		指定寄附金等に関する明細					
指定寄附金等の金額 (1)	18		寄附した日	寄附先	告示番号	寄附金の用途	寄附金額	
国外関連者に対する寄附金額及び本店等に対する内部寄附金額 (4)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (4) - (19)	19						41	
損金不算入額	20						円	
同上のうち損金の額に算入されない金額 (20) - ((9) 又は (13)) - (17) - (18)	21							
国外関連者に対する寄附金額及び本店等に対する内部寄附金額 (19)	22							
完全支配関係がある法人に対する寄附金額 (5)	23							
計 (21) + (22) + (23)	24							
特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細								
寄附した日又は支出した日	寄附先又は受託者	所在地	寄附金の用途又は認定特定公益信託の名称	寄附金額又は支出金額				
				42				
				円				
その他の寄附金のうち特定公益信託(認定特定公益信託を除く。)に対する支出金の明細								
支出した日	受託者	所在地	特定公益信託の名称	支出金額				
				円				

完全支配関係がある法人の間の取引の損益の調整
に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

別表十四(五)
令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

譲受法人名	1					計	
譲渡損益調整資産の種類	2						
譲渡年月日	3	・	・				
譲渡収益の額	4					円	
譲渡原価の額	5						
調整前譲渡利益額 (4) - (5) (マイナスの場合は0)	6						
圧縮記帳等による損金算入額	7						
譲渡利益額 (6) - (7)	8						
当期が譲渡年度である場合の損金算入額 (8)	9					円	
譲渡損失額 (5) - (4) (マイナスの場合は0)	10						
当期が譲渡年度である場合の益金算入額 (10)	11						
譲渡利益額の調整 (8)のうち期首現在で益金の額に算入されていない金額 (前期の(14))	12						
当期益金算入額 〔簡便法により計算する場合には、(21)又は(25)の金額〕	13						
翌期以後に益金の額に算入する金額 (8)又は(12)-(13)	14						
譲渡損失額の調整 (10)のうち期首現在で損金の額に算入されていない金額 (前期の(17))	15						
当期損金算入額 〔簡便法により計算する場合には、(22)又は(26)の金額〕	16						
翌期以後に損金の額に算入する金額 (10)又は(15)-(16)	17						
当期に譲受法人において生じた調整事山	18	譲渡・償却 その他()	譲渡・償却 その他()	譲渡・償却 その他()	譲渡・償却 その他()		
簡便法により当期損金算入額を計算する場合は	減価償却資産	償却期間の月数 〔譲受法人が適用する耐用年数〕×12	19	月	月	月	月
		当期の月数(当期が譲渡年度である場合には譲渡日から当期の末日までの月数)	20				
		当期益金算入額 (8) × $\frac{(20)}{(19)}$	21	円	円	円	円
		当期損金算入額 (10) × $\frac{(20)}{(19)}$	22				
		支出の効果の及ぶ期間の月数	23				
		当期の月数(当期が譲渡年度である場合には譲渡日から当期の末日までの月数)	24				
	当期益金算入額 (8) × $\frac{(24)}{(23)}$	25	円	円	円	円	
	当期損金算入額 (10) × $\frac{(24)}{(23)}$	26					

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.72】5欄の金額は、1,000万円以上の金額を記載していますか。

【No.73】譲渡損益調整資産が減価償却資産又は繰延資産である場合、13欄又は16欄に金額を記載していますか。

【No.74】譲渡損益調整額の戻入れ計算を譲渡年度において原則法又は簡便法により行った場合、その後の年度もそれぞれ原則法又は簡便法を継続適用していますか。

1

交際費等の損金算入に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

御 注 意

4 3 2 (2) 「支出交際費等の額の明細」は科目にとられず交際費等に該当するものの全てを記載してください。
措置法第61条の4第4項の規定を適用している法人は、交際費等に係る消費税等の額のうち控除対象外消費税額等の額に含めて損金不算入額を計算する必要があります。
1 (1) 法人(投資法人及び特定目的会社を除きます。)のうち期末の資本金の額又は出資金の額(資本又は出資を有しない法人等については、措置法施行令第37条の4各号の規定により計算した金額)が1億円以下のもの(「資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人による完全支配関係がある法人など、法人税法第66条第2号又は第3号に掲げる法人に該当するものを除きます。」「1」の金額又は「八〇〇万円×当期の月数×12」により計算した金額のうち少ない金額)以外の法人：「0」出

支出交際費等の額 (8の計)	1	円	損金算入限度額 (2)又は(3)	4	円
支出接待飲食費損金算入基準額 (9の計)× $\frac{50}{100}$	2				
中小法人等の定額控除限度額 [(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$] [相当額のうち少ない金額]	3			5	

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

令二・四・一以後終了事業年度分

支出交際費等の額の明細

科 目	支 出 額	交際費等の額から 控除される費用の額	差引交際費等の額	(8)のうち接待 飲食費の額
	6	7	8	9
交 際 費	円	円	円	円
計				

【No.76】当事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額が100億円超である法人であるにもかかわらず、9欄の計算をしていませんか。また、これらの額が1億円超である法人、又は一若しくは完全支配関係のある複数の大法人(資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等)に発行済株式等の全部を保有されている法人であるにもかかわらず、3欄の計算をしていませんか。

○ ○ ○

【No.75】交際費等の額に係る控除対象外消費税額等を支出交際費等の額に含めていますか。

【No.75】接待飲食費の額に係る控除対象外消費税額等を9欄に含めていますか。

① 旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・ ・	法人名	()
	・ ・		

別表十六(一)

令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

御 注 意

1 この表には、減価償却資産の耐用年数、種類等及び償却方法の異なることにまとめて別行にして、その合計額を記載できますが、(1)当期の中途で事業の用に供した資産又は資本的支出、(2)措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける資産については、他の資産と区別して別行にして、記載してください。なお、(1)の資産(2)の資産に該当するものを除きます。(3)の「34」欄の金額については、耐用年数、種類等及び償却方法の異なることにまとめて別行にして、記載してください。なお、(1)の資産(2)の資産に該当するものを除きます。

2 措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

種 類	1								
資 構 造	2								
産 細 目	3								
取 得 年 月 日	4	・	・	・	・	・	・	・	・
事業の用に供した年月	5								
耐 用 年 数	6	年	年	年	年	年	年	年	年
取得価額又は製作価額	7	外	円	外					円
圧縮記帳による積立金計上額	8								
差引取得価額	9								
(7)-(8)									
償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10								
期末現在の積立金の額	11								
積立金の期中取崩額	12								
差引帳簿記載金額	13	外△		外△		外△		外△	
(10)-(11)-(12)									
損金に計上した当期償却額	14								
前期から繰り越した償却超過額	15	外		外		外		外	
合 計	16								
(13)+(14)+(15)									
平成19年3月31日以前取得分の普通償却限度額等	17								
残 存 価 額	18								
差引取得価額×5%	19								
$(9) \times \frac{5}{100}$									
旧定額法の償却額計算の基礎となる金額	20								
旧定額法の償却率	21		円		円		円		円
(16)>(18)の場合									
算出償却額	22	()	()	()	()	()	()	()	()
(19)×(20)									
増加償却額	23								
(21)×割増率									
計	24								
(21)+(22)又は(16)-(18)									
算出償却額	25		円		円		円		円
(16)≤(18)の場合									
算出償却額	26								
(18-1円)× $\frac{5}{60}$									
定額法の償却率	27		円		円		円		円
定額法の償却率	28	()	()	()	()	()	()	()	()
算出償却額	29								
(25)×(26)									
増加償却額	30								
(27)×割増率									
計	31								
(27)+(28)									
当期分の普通償却限度額等	32								
(23)、(24)又は(29)									
特別償却限度額	33								
特別償却限度額	34								
特別償却限度額									
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	35								
合 計	36								
(30)+(32)+(33)									
当期償却額	37								
償却不足額	38								
償却超過額	39								
償却不足額	40								
(34)-(35)									
償却超過額	41								
(35)-(34)									
前期からの繰越額	42								
当期から繰り越す特別償却不足額	43								
当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	44								
差引翌期への繰越額	45								
(42)-(43)									
翌期への繰越額	46								
当期分不足額	47								
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額									
(36)-(39)と(32)のうち少ない金額									

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.78】中小企業者等又は特定中小企業者等に該当しない法人であるにもかかわらず、これらに該当しないと適用できない特別償却を適用していませんか。
 【No.79】特別償却の適用を受けた資産について、措置法による圧縮記帳及び他の特別償却を重複適用していませんか。
 【No.80】特別償却の制度ごとに適用すべき基準取得価額割合及び償却率によって計算していますか。

【No.4】前事業年度からの繰越額は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。

① 旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ()

御 注 意

1 この表には、減価償却資産の耐用年数、種類等及び償却方法の異なるごとにまとめて別行にして、その合計額を記載できますが、(1)平成19年4月1日以後に取得をされた資産で定率法の適用を受けるもの、(2)当期の途中で事業の用に供した資産又は資本的支出、(3)措置法又は震災特別法による特別償却の規定の適用を受ける資産については、他の資産と區別して別行にして、記載してください。なお、(1)及び(2)の資産(3)の資産に該当するものを除きます。)の「38」欄の金額については、耐用年数、種類等及び償却方法を同じくする他の資産の金額と通算して「40」欄及び「41」欄の金額を記載できます。

2 措置法又は震災特別法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

種 類	2								
資 構	3								
取 得 年 月 日	4								
事業の用に供した年月	5								
耐 用 年 数	6								
取得価額又は製作価額	7	外	円	外	円	外	円	外	円
圧縮記帳による積立金計上額	8								
差引取得価額(7-8)	9								
償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10								
期末現在の積立金の額	11								
積立金の期中取崩額	12								
差引帳簿記載金額(10-11-12)	13	外△		外△		外△			
損金に計上した当期償却額	14								
前期から繰り越した償却超過額	15	外		外		外		外	
合 計(13+14+15)	16								
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	17								
償却額計算の基礎となる金額(16-17)	18								
差引取得価額×5% (9)× $\frac{5}{100}$	19								
旧定率法の償却率	20								
算出償却額(18)×(20)	21		円		円		円		円
増加償却額(21)×割増率	22	()	()	()	()	()	()	()	()
計(21+22)又は(18-19)	23								
算出償却額(19-1円)× $\frac{60}{60}$	24								
平成19年3月31日以前取得分の普通償却限度額等	25								
定率法の償却率	26		円		円		円		円
調整前償却額(18)×(25)	27								
保証率	28								
償却保証額(9)×(27)	29		円		円		円		円
改定取得価額(23)×(28)	30								
改定償却率(29)×(30)	31								
増加償却額(26)又は(31)×割増率	32	()	()	()	()	()	()	()	()
計(26)又は(31)+(32)	33								
当期分の普通償却限度額等(23、24)又は(33)	34								
特別償却限度額	35								
特別償却限度額	36	外							
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	37								
合 計(34)+(36)+(37)	38								
当期償却額	39								
償却不足額(38)-(39)	40								
償却超過額(39)-(38)	41								
前期からの繰越額	42	外		外		外		外	
当期償却不足によるもの積立金取崩しによるもの	43								
差引合計翌期への繰越額(41)+(42)-(43)-(44)	44								
翌期に繰り越すべき特別償却不足額(((40)-(43))と(36)+(37)のうち少ない金額)	45								
当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	46								
差引翌期への繰越額(46)-(47)	47								
翌期額	48								
当期分不足額	49								
格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額(((40)-(43))と(36)のうち少ない金額)	50								
備考	51								

【No.77】平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物並びに鉱業用減価償却資産のうち建物、建物附属設備及び構築物の償却方法について、定率法を適用していませんか。

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.78】中小企業者等又は特定中小企業者等に該当しない法人であるにもかかわらず、これらに該当しないと適用できない特別償却を適用していませんか。
 【No.79】特別償却の適用を受けた資産について、措法による圧縮記帳及び他の特別償却を重複適用していませんか。
 【No.80】特別償却の制度ごとに適用すべき基準取得価額割合及び償却率によって計算していませんか。

【No.4】前事業年度からの繰越額は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。

令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

① 資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ()

別表十六(十)
令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

繰延消費税額等 (発生した事業年度又は連結事業年度)	1	円	円	円	円	円	円	円
当期の損金算入限度額 (1) × $\frac{\text{当期の月数}}{60}$ $\left[\begin{array}{l} \text{当期発生分については} \\ (1) \times \frac{\text{当期の月数}}{60} \times \frac{1}{2} \end{array} \right]$	2							
当期損金経理額	3							
差引 損金算入不足額 (2) - (3)	4							
引 損金算入限度超過額 (3) - (2)	5							
損金算入限度超過額 前期からの繰越額	6							
同上のうち当期損金認容額 (4)と(6)のうち少ない金額)	7							
翌期への繰越額 (5) + (6) - (7)	8							
当期に生じた資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入額等の明細								
課税標準額に対する消費税額等 (税抜経理分)	9	円						円
課税仕入れ等の税額等 (税抜経理分)	10		同					
同上の額のうち課税標準額に対する消費税額等から控除されない部分の金額	11		上					
同上の額のうち資産に係るものの金額 (資産に係る控除対象外消費税額等の合計額)	12		の					
			う					
			ち					
当期の消費税の課税売上割合	13							

【No.107】 課税仕入れに係る消費税額が全額控除できず、資産に係る控除対象外消費税額等を損金の額に算入している場合、別表十六(十)を添付していますか。
【No.107】 課税売上割合が80%未満である場合、繰延消費税額等の損金算入限度額の計算をしていますか(資産に係る控除対象外消費税額等が棚卸資産及び特定課税仕入れに係るもの並びに一の資産に係る金額が20万円未満である場合で、損金経理をしたものを除きます。)

【No.3】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

①

特定課税対象金額等又は特定個別課税対象金額等がある場合の外国法人から受ける配当等の益金不算入額等の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度
法人名
()

外国法人の名称	1		本店又は主たる事務所の所在地	国名又は地域名	3	
外国法人の事業年度	2		所在地	所在地	4	
支払義務確定日	5					計
支払義務確定日までの保有期間	6					
発行済株式等の保有割合	7					
発行済株式等の連結保有割合	8					
剰余金の配当等の額	9					
(9)に係る外国源泉税等の額	10					
(9)配当が当該損に合算該当入す	11					
(9)のうち外国子会社配当益金不算入の対象とならない損金算入配当等の額(別表八(二)「16」)	12					
外国子会社配当益金不算入の対象となる剰余金の配当等の額(9)-(11)	13	(31)の合計	(17)の①	(17)の②	(17)の③	
特定課税対象金額又は特定個別課税対象金額	14					
(9)又は(11)と(13)のうち少ない金額	15					
差引(13)-(14)	16					
(12)と(15)のうち少ない金額	17	①	②	③		
差引(15)-(16)	18	別表十七(三の五)「23」	(22)の①	(22)の②	(22)の③	
間接特定課税対象金額又は間接特定個別課税対象金額	19					
(9)又は(11)と(18)のうち少ない金額	20					
差引(18)-(19)	21					
(12)と(20)のうち少ない金額	22	①	②	③		
差引(20)-(21)	23	()	()	()	()	()
損金算入配当以外の外国子会社配当に係る益金不算入額(14)×5%+(19)×5%	24	()	()	()	()	()
損金算入配当(16)×5%+(21)×5%	25	()	()	()	()	()
益金不算入額(24)+(25)	26	()	()	()	()	()
上記以外の配当に係る益金不算入額(14)+(19)	27	()	()	()	()	()
(23)及び(25)に係る外国源泉税等の額(10)	28	()	()	()	()	()
請求権勘案直接保有株式等又は請求権等勘案直接保有株式等の保有割合	29					
請求権勘案直接保有株式等又は請求権等勘案直接保有株式等の保有割合	30					
事業年度又は連結事業年度	31					
前期繰越額又は当期発生額	32					
当期控除額	33					
繰越額	(31)-(32)					
計	(30)					
当期分						
合計						

【No.81】 5欄は、当事業年度中の日付となっていますか。

【No.3】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

別表十七(三)の四
令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

添付対象外国関係会社の名称等に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表十七(三)の七

令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

外国関係会社 の 名 称	名 称	1			
	本 た の 店 る 所 又 事 在 は 務 主 所	国 名 又 は 地 域 名	2		
		所 在 地	3		
	事 業 年 度	4	・		
	主 たる 事 業	5			
	外 国 関 係 会 社 の 区 分	特定外国関係会社	6	特定外国関係会社	特定外国関係会社
		対象外国関係会社		対象外国関係会社	対象外国関係会社
		外国金融子会社等以外の 部分対象外国関係会社 外国金融子会社等		外国金融子会社等以外の 部分対象外国関係会社 外国金融子会社等	外国金融子会社等以外の 部分対象外国関係会社 外国金融子会社等
	資本金の額又は出資金の額	7	() 円	() 円	() 円
	株式等の保有割合	8	%	%	%
	営 業 収 益 又 は 売 上 高	9	() 円	() 円	() 円
	営 業 利 益	10	() 円	() 円	() 円
税 引 前 当 期 利 益	11	() 円	() 円	() 円	
利 益 剰 余 金	12	() 円	() 円	() 円	
所得に対する租税の負担割合 (別表十七(三)の七)付表二「39」又は「40」)	13	%	%	%	
企業集団等所得課税規定の適用を受ける外国関係会社の該当・非該当	14	該当・非該当	該当・非該当	該当・非該当	
添 付 書 類	15	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書、本店所在地国の法人所得税に関する法令により課される税に関する申告書の写し、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される法人所得税の額に関する計算の明細書及びその計算の基礎となる書類	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書、本店所在地国の法人所得税に関する法令により課される税に関する申告書の写し、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される法人所得税の額に関する計算の明細書及びその計算の基礎となる書類	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書、本店所在地国の法人所得税に関する法令により課される税に関する申告書の写し、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される法人所得税の額に関する計算の明細書及びその計算の基礎となる書類	
課税対象金額又は金融子会社等部分適用対象金額 (別表十七(三)の八)「26」、別表十七(三)の九)「7」又は別表十七(三)の十)「9」)	16				
請求権等勘案合算割合 (別表十七(三)の八)「27」、別表十七(三)の九)「8」又は別表十七(三)の十)「10」)	17	%	%	%	
課税対象金額、部分課税対象金額若しくは金融子会社等部分課税対象金額又は個別課税対象金額、個別部分課税対象金額若しくは個別金融子会社等部分課税対象金額 (別表十七(三)の八)「28」、別表十七(三)の九)「9」又は別表十七(三)の十)「11」)	18	() 円	() 円	() 円	

【No.82】 租税の負担割合が20/100未満である外国関係会社(特定外国関係会社を除きます。)又は租税の負担割合が30/100未満である特定外国関係会社を有する場合、別表十七(三)の七)等を作成していますか(合算課税制度の適用を受けない場合であっても、これらの外国関係会社又は特定外国関係会社の財務諸表、申告書等を添付する必要があります。)

【No.3】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.83】 各欄は、添付した外国関係会社の財務諸表、申告書等の記載内容と一致していますか。

特定外国関係会社又は対象外国関係会社の適用
対象金額等の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ()

別表十七三の八

外国関係会社の名称	1	事業年度	2	:	:
適用対象金額及び課税対象金額等の計算					
所得計算上の適用法令	3	本邦法令・外国法令		16	
当期の利益若しくは欠損の額又は所得金額	4		減	17	
損金の額に算入した法人所得税の額	5			18	
	6			19	
加			算		
			小計	21	
算	9	基準所得金額 (4) + (11) - (21)		22	
	10	繰越欠損金の当期控除額 (30)の計		23	
	11	小計		24	
減	12	益金の額に算入した法人所得税の還付額		25	
	13	子会社から受ける配当等の額		26	
算	14	特定部分対象外国関係会社株式等の特定譲渡に係る譲渡利益額		27	%
	15	控除対象配当等の額		28	(円)
欠損金額の内訳					
事業年度		控除未済欠損金額	当期控除額	翌期繰越額 (29) - (30)	
		29	30	31	
計					
当期分					
合計					

【No.84】 24欄の金額は、2欄の事業年度中に確定した法人所得税の額を記載していますか（2欄の事業年度の所得に対する法人所得税の額を記載していませんか。）。

【No.3】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.85】 28欄の金額の換算レートは、特定外国関係会社又は対象外国関係会社の当事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日における電信売買相場の仲値を適用していますか（自社の同日を含む事業年度終了の日における電信売買相場の仲値を適用している場合、継続適用していますか。）。

【No.4】 前事業年度からの繰越額は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。

令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

外国関係会社の課税対象金額等に係る控除対象外国法人税額等の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
--------------	---	---	-----	-----

外国関係会社の名称	1	適用対象金額 (別表十七(三の八)「26」)	8	
本たる所又は事業主所	国名又は地域名	2	9	
	所在地	3	10	
事業年度	4	【No.86】6欄の金額は、4欄の事業年度の所得に対する外国法人税額ですか。		
外国法人税	税種	5		
	外国法人税額	6	【No.86】外国法人税額に係る申告書等を添付していますか。	
	増額又は減額前の事業年度又は連結事業年度の(6)の金額	7	(11) (6) × (13) 14	
外国法人税額等の計算	適用対象金額 (55)	15	24	
	子会社から受ける配当等の額 ((46)のうち(6)の外国法人税の課税標準に含まれるもの)	16	25	
	控除対象配当等の額 ((47)のうち(6)の外国法人税の課税標準に含まれるもの)	17		
	調整適用対象金額 (15) + (16) + (17)	18	【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。	
	部分適用対象金額 (別表十七(三の九)「7」)	19	28	
	部分課税対象金額又は個別部分課税対象金額 (別表十七(三の九)「9」)	20	29	
	(20) ≤ (18)の場合 $\frac{(20)}{(18)}$	21	30	
	(20) > (18)の場合 $\frac{(20)}{(19)}$	22	31	
	(6) × ((21)又は(22))	23	32	
	(12)と(14)のうち少ない金額、(20)と(23)のうち少ない金額又は(29)と(32)のうち少ない金額	33		
異動した税額合	増額又は減額前の事業年度又は連結事業年度の(33)の金額	34		
	(33) ≥ (34)の場合 (33) - (34)	35		
	(33) < (34)の場合 (34) - (33)	36	(円)	
課税対象金額等に係る控除対象外国法人税額又は個別課税対象金額等に係る個別控除対象外国法人税額	37		(円)	
特定外国関係会社又は対象外国関係会社に該当するものとした場合の適用対象金額の計算				
所得計算上の適用法令	38	本邦法令・外国法令	47	
当期の利益若しくは欠損の額又は所得金額	39			
加算	損金の額に算入した法人所得税の額	40		
		41		
		42		
		43	繰越欠損金の当期控除額	52
	小計	44	当期中に納付することとなる法人所得税の額	53
減算	益金の額に算入した法人所得税の還付額	45	当期中に還付を受けることとなる法人所得税の額	54
	子会社から受ける配当等の額	46	適用対象金額 (51) - (52) - (53) + (54)	55

別表十七(三)の十一

令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

国外関連者に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 : : 法人名 ()

別表十七(四)

【御注意】
21 「名称」には、「名称」には、国外関連者の名称を、「通称や略称ではなく正式名称により記載します（会社等の組織区分については、略称で構いません。）」から「利益剰余金」までの各欄には、これらの欄に記載した金額に係る通貨の単位を併せて表示してください。

国外 関連 者の 名称 等	名 称				
	本 た る 所 在 地	国 名 又 は 地 域 名			
		所 在 地			
	主 たる 事 業				
	従 業 員 の 数				
	資本金の額又は出資金の額				
	特殊の関係の区分		第 該当第 該当第 該当		
	株式等の保有割合	保 有	(内 %) %	(内 %) %	(内 %) %
		被 保 有	(内 %) %	(内 %) %	(内 %) %
		同一の者による 国外関連者の株式等の保有	(内 %) %	(内 %) %	(内 %) %
直 近 事 業 年 度 の 営 業 収 益 等	事 業 年 度		: :		
	営 業 収 益 又 は 売 上 高		(百万円)	(百万円)	(百万円)
	営 業 費 用	原 価	(百万円)	(百万円)	(百万円)
		販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	(百万円)	(百万円)	(百万円)
	営 業 利 益		(百万円)	(百万円)	(百万円)
	税 引 前 当 期 利 益		(百万円)	(百万円)	(百万円)
	利 益 剰 余 金		(百万円)	(百万円)	(百万円)
国 外 関 連 者 と の 取 引 状 況 等	棚 卸 資 産 の 対 価	受 取	百万円	百万円	百万円
		支 払			
	役 務 提 供 の 対 価	受 取	百万円	百万円	百万円
		支 払			
	有 形 固 定 資 産 の 使 用	受 取	百万円	百万円	百万円
		支 払			
	無 形 資 産 の 使 用	受 取	百万円	百万円	百万円
		支 払			
	貸 付 金 の 利 息 又 は 借 入 金 の 利 息	受 取	百万円	百万円	百万円
		支 払			
		受 取	百万円	百万円	百万円
		支 払			
事 前 確 認 の 有 無		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	

【No.88】国外関連者との取引がある場合、取引がある全ての国外関連者の名称、国外関連者の直近事業年度の営業収益等及び国外関連者との取引状況等について記載していますか（取引には対価の授受がないものも含まれます。）。

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

令二・四・一以後開始事業年度又は連結事業年度分

組織再編成に係る主要な事項の明細書

事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

付表
合二・四・一以後終了事業年度分

組織再編成の様態	1	合併・分割() 現物出資 現物分配()	組織再編成の日 (. .)	適格区分	2	適格(法第2条 号 該当) その他
組織再編成に係る関連法人						
名称及び所在地	3	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">【No.5】組織再編成が行われた場合、適格判定を行っていますか。</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;">【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。</div>				
株式保有関係	4	令第4条の3第 項 第 号 該当	(組織再編成前) (組織再編成後)			
			直接保有の株式の保有割合	%	%	
			間接保有の株式の保有割合	%	%	
主要な事業の種類	5	(事業関連性 有・無)	(事業関連性 有・無)	(事業関連性 有・無)	(事業関連性 有・無)	
従業者の数	6	被合併法人の合併直前の従業者の数 分割直前の分割事業に係る従業者の数 現物出資直前の現物出資事業に係る従業者の数 完全子法人の株式分配直前の従業者の数	人	合併法人・分割承継法人・ 被現物出資法人・完全子法人の業務に従事する従業者の数	人	
事業規模	7	指 売上金額・資本金の額又は出資金の額 標 従業者の数・その他()	左の指標による規模の比較			
役員状況	8	合併法人・分割承継法人・被現物出資法人・完全子法人の特定役員				
		役職名	氏名		合併・分割・現物出資・株式分配前の役職名	
支配株主の株式の保有状況	9	氏名・名称	旧株数		新株継続保有見込の有無	
			株		有・無 有・無 有・無	
		(合計)				
		被合併法人等の発行済株式等の数		株		
移転した(又は移転を受けた)資産又は負債の明細	10	資産・負債の種類	帳簿価額等	資産・負債の種類	帳簿価額等	

貸借対照表 (令和3年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金		支払手形	
受取手形		買掛金	
有価証券		未払費用	
短期貸付金		短期借入金	
前払費用		未払法人税等	
仕掛品		賞与引当金	
材料		製品保証引当金	
貯蔵品		未払消費税額等	
短期貸付金		固定負債	
前払費用		長期借入金	
繰延税金資産		社 債	
その他		退職給付引当金	
貸倒引当金		役員退職引当金	
		繰延税金負債	
固定資産		負債合計	
有形固定資産		(純資産の部)	
建物		株主資本	
建物附属設備		資本金	
機械及び装置		資本剰余金	
車両及び運搬具		資本準備金	
土地		その他資本剰余金	
建物仮勘定		利益剰余金	
無形固定資産		利益準備金	
借地権		その他利益剰余金	
施設利用権		×××準備金	
営業権		〇〇〇積立金	
投資その他の資産		別途積立金	
投資有価証券		繰越利益剰余金	
長期貸付金		自己株式	
前払年金費用		評価・換算差額等	
貸倒引当金		その他有価証券評価差額金	
資産合計		純資産合計	
		負債及び純資産合計	

【No.24】別表五(二)の41欄の記載額と一致していますか。

【No.17】任意引当金、繰延税金資産(負債)等の金額は、別表五(一)の④欄の金額と一致していますか。

【No.106】貸借対照表と法人税申告書別表五(一)の未払(未収)消費税額等の合計額は、消費税及び地方消費税の申告書第一表②⑥欄の金額と一致していますか(各月ごとに申告及び納付している法人の場合、その合計額に決算月の前月分の納付(還付)税額を調整した金額と一致していますか)。

【No.11】自己株式を計上している場合、その自己株式数を別表二の1欄の内書に記載していますか。
【No.19】貸借対照表に自己株式を計上している場合、法令第8条第1項第20号及び第21号に掲げる金額を別表五(一)のⅡ「資本金等の額の計算に関する明細書」において減算するなどの調整を行っていますか。

損益計算書 (自令和2年4月1日至令和3年3月31日)

科 目	金 額
営業収益	
売上高	
営業費用	
売上原価	
販売費及び一般管理費	
営業利益	
営業外収益	
営業外費用	
支払利息	
経常利益	
特別利益	
固定資産売却益	
特別損失	
有価証券評価損	
減損損失	
ゴルフ会員権評価損	
貸倒損失	
税引前当期純利益	
法人税、住民税及び事業税	
法人税等調整額	
当期純利益	

【No.95】 損金の額に算入されない租税公課、罰料金等の額を別表四で加算していますか。

【No.89】 有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額のうち、税務上損金の額に算入されない金額を別表四で加算していますか。

株主資本等変動計算書

	株主資本								評価・換算差額等				新株 予約権	純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主 資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益			評価・換 算差額等 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計							
						×× 積立金	繰越利益 剰余金								
当期首残高															
当期変動額															
新株の発行															
剰余金の配当															
当期純利益															
自己株式の処分															
××××															
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)															
当期変動額合計															
当期末残高															

【No.14】 剰余金の配当等の額は、別表四の1③欄の配当の額と一致していますか。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

- 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項
- 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日

- 当事業年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (円)	配当の 原資	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日

G K 0 3 0 4

第3-(1)号様式

令和 年 月 日 （取受印）	税務署長殿	※	一連番号	翌年以降 送付不要
納税地	<p>【No.105】法人税申告書別表四の加減算項目中、消費税法上課税取引となるものについて、消費税及び地方消費税の申告書において調整を行っていますか。</p> <p>【No.107】課税仕入れに係る消費税額が全額控除できず、資産に係る控除対象外消費税額等を損金の額に算入している場合、法人税申告書別表十六(十)を添付していますか。</p>			
(フリガナ) 名称 又は屋号				
個人番号 又は法人番号				
(フリガナ) 代表者氏名 又は氏名				
	指 導 年 月 日	相 談 区 分 1	区 分 2	区 分 3
	令和			

第一表
令和元年十月一日以後終了課税期間分（一般用）

自 平成 年 月 日
令和 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

（中間申告 自 平成 年 月 日
令和 年 月 日）
の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算		付 割 賦 基 準 の 適 用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	31
課税標準額	①						32
消費税額	②						33
控除過大調整税額	③						34
控除税額	控除対象仕入税額	④					35
	返還等対価に係る税額	⑤					41
貸倒れに係る税額	⑥						
控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦						
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧						13
差引税額 (②+③-⑦)	⑨					0 0	15
中間納付税額	⑩					0 0	16
納付税額 (⑨-⑩)	⑪					0 0	17
中間納付還付税額 (⑩-⑨)	⑫					0 0	18
この申告書 が修正申告 である場合	既確定税額	⑬					19
	差引納付税額	⑭				0 0	20
課税売上 割合	課税資産の譲渡 等の対価の額	⑮					21
	資産の譲渡 等の対価の額	⑯					22
この申告書による地方消費税の税額の計算							
地方消費税 の課税標準 となる消費税	控除不足還付税額	⑰					51
	差引税額	⑱				0 0	52
譲渡 割額	還付額	⑲					53
	納付税額	⑳				0 0	54
中間納付譲渡割額	㉑					0 0	55
納付譲渡割額 (㉑-㉒)	㉒						
中間納付還付譲渡割額 (㉑-㉒)	㉓						
この申告書 が修正申告 である場合	既確定 譲渡割額	㉔					58
	差引納付 譲渡割額	㉕					
消費税及び地方消費税の 合計(納付又は還付)税額	㉖						

【No.97】①欄の金額は、附表2-1①のD欄、E欄（X欄に金額がある場合、附表2-2の各欄）又は2-3①のA欄、B欄の金額のそれぞれ1,000円未満切捨て後の金額の合計額と一致していますか（申告書第一表⑤欄又は附表2-1若しくは2-3①の各欄に記載がある場合、返還等対価の額に相当する金額又は特定課税仕入れに係る支払対価の額が加算されていますか。）。

【No.96】電子申告義務がある法人（当事業年度開始の時点における資本金の額又は出資の金額等が1億円を超える法人、相互会社、投資法人及び特定目的会社）の場合、消費税及び地方消費税の申告書並びにこれらの申告書に添付すべきものとされている書類の全てを電子申告により提出しようとしていますか。

【No.104】⑩欄及び㉑欄の金額について、それぞれの金額の配賦誤りや、中間申告11回目分の記載漏れはありませんか。

【No.106】㉖欄の金額は、貸借対照表と法人税申告書別表五(一)の未払（未収）消費税額等の合計額と一致していますか（各月ごとに申告及び納付している法人の場合、その合計額に決算月の前月分の納付（還付）税額を調整した金額と一致していますか。）。

㉖ = (①+②) - (③+④+⑤+⑥)・修正申告の場合
㉖が還付税額となる場合はマイナス「-」を付す

G K 0 6 0 1

第3-(2)号様式

課税標準額等の内訳書

整理番号

納税地	(電話番号 - -)
(フリガナ) 名称 又は屋号	
(フリガナ) 代表者氏名 又は氏名	

改正法附則による税額の特例計算			
軽減売上割合(10営業日)	<input type="radio"/>	附則38①	51
小売等軽減仕入割合	<input type="radio"/>	附則38②	52
小売等軽減売上割合	<input type="radio"/>	附則39①	53

第二表

令和元年十月一日以後終了課税期間分

自 平成 年 月 日
至 令和 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

中間申告 自 平成 年 月 日
の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日

課税標準額	①	十	兆	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
※申告書(第一表)の①欄へ													0	0	0
															01

課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	3%適用分	②														02
	4%適用分	③														03
	6.3%適用分	④														04
	6.24%適用分	⑤														05
	7.8%適用分	⑥														06
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額 (注1)	6.3%適用分	⑧														07
	7.8%適用分	⑨														08
		⑩														09

【No.102】課税売上割合が95%未満であり、かつ、特定課税仕入れ(例えば、国外事業者が行うネット広告の配信等)がある場合、⑧~⑩欄に特定課税仕入れに係る支払対価の額を記載していますか。

消費税額	⑪	十	兆	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
※申告書(第一表)の②欄へ																
⑪の内訳	3%適用分	⑫														21
	4%適用分	⑬														22
	6.3%適用分	⑭														23
	6.24%適用分	⑮														24
	7.8%適用分	⑯														25

返還等対価に係る税額	⑰	十	兆	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
※申告書(第一表)の⑤欄へ																
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱														31
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 (注1)	⑲														32

地方消費税の課税標準となる消費税額 (注2)	4%適用分	⑳														41	
	6.3%適用分	㉑														42	
	6.24%及び7.8%適用分		㉒														43
			㉓														44

(注1) ⑥~⑩及び⑱欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。
(注2) ㉑~㉓欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付けてください。

第4-1)号様式

付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課税期間		・ ・ ・ ・	氏名又は名称			
区分		旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)	
課税標準額	①	(付表1-2の①X欄の金額) 円 000	円 000	円 000	※第二表の①欄へ 円 000	
①課税資産の譲渡等の対価の額	①	(付表1-2の①-1X欄の金額)	※第二表の⑤欄へ	※第二表の⑥欄へ	※第二表の⑦欄へ	
	②	(付表1-2の①-2X欄の金額)	※①-2欄は、課税売上割合29%未満かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。	※第二表の⑨欄へ	※第一表の⑩欄へ	
内訳	①	(付表1-2の①-2X欄の金額)	※第一表の⑬欄へ	※第一表の⑭欄へ	※第一表の⑮欄へ	
消費税額	②	(付表1-2の②X欄の金額)	※第一表の⑯欄へ	※第一表の⑰欄へ	※第一表の⑱欄へ	
控除過大調整税額	③	(付表1-2の③X欄の金額)	(付表2-1の⑳D欄の合計金額)	(付表2-1の㉑E欄の合計金額)	※第一表の㉒欄へ	
控除	控除対象仕入税額	④	(付表1-2の④X欄の金額)	(付表2-1の㉒D欄の金額)	(付表2-1の㉓E欄の金額)	※第一表の㉔欄へ
	返還等対価に係る税額	⑤	(付表1-2の⑤X欄の金額)			
除	⑤売上げの返還等対価に係る税額	⑤				
	⑤特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑤				
内	⑤特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑤				
	⑤特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑤				
税	貸倒れに係る税額	⑥			※第一表の㉕欄へ	
	控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦			※第一表の㉖欄へ	
額	控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧	※㉗E欄へ	※㉘E欄へ		
差引税額 (②+③-⑦)	⑨	(付表1-2の⑨X欄の金額)	※㉙E欄へ	※㉚E欄へ		
合計差引税額 (⑨-⑧)	⑩				※マイナスの場合は第一表の㉛欄へ ※プラスの場合は第一表の㉜欄へ	
地方消費税率の課税標準	控除不足還付税額	⑪		(⑧D欄と⑩E欄の合計金額)		
	差引税額	⑫		(⑨D欄と⑩E欄の合計金額)		
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪)	⑬	(付表1-2の⑬X欄の金額)		※第二表の㉞欄へ	※マイナスの場合は第一表の㉟欄へ ※プラスの場合は第一表の㊱欄へ ※第二表の㊲欄へ	
譲渡	還付額	⑭		(⑪E欄×22/78)		
	割納税額	⑮		(⑫E欄×22/78)		
合計差引譲渡割額 (⑮-⑭)	⑯				※マイナスの場合は第一表の㊲欄へ ※プラスの場合は第一表の㊳欄へ	

【No.101】⑥のD欄、E欄は、貸倒れに係る売掛金等の額(税込額)の6.24/108、7.8/110相当額を、⑥X欄は、付表1-2⑥のA欄、B欄、C欄の貸倒れに係る売掛金等の額(税込額)の3/103、4/105、6.3/108相当額の合計額を記載していますか。
【No.101】不課税又は非課税取引(金銭の貸付け等)に係る貸倒れについて控除の対象としていませんか。

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表1-2を作成してから当該付表を作成する。

第4-(5)号様式

付表1-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課税期間		・ ・ ・ ・	氏名又は名称		
区分		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
課税標準額	①	円 000	円 000	円 000	円 ※付表1-1の①X欄へ 000
① 課税資産の譲渡等の対価の額	①	※第二表の②欄へ	※第二表の③欄へ	※第二表の④欄へ	※付表1-1の①-1X欄へ
	②	※①-2欄は、課税売上割合が93%未満かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		※第二表の⑤欄へ	※付表1-1の①-2X欄へ
内 特定課税仕入れに係る支払対価の額	②				
消費税額	②	※第二表の⑫欄へ	※第二表の⑬欄へ	※第二表の⑭欄へ	※付表1-1の②X欄へ
控除過大調整税額	③	(付表2-2の⑮・⑯A欄の合計金額)	(付表2-2の⑮・⑯B欄の合計金額)	(付表2-2の⑮・⑯C欄の合計金額)	※付表1-1の③X欄へ
控除対象仕入税額	④	(付表2-2の⑰A欄の金額)	(付表2-2の⑰B欄の金額)	(付表2-2の⑰C欄の金額)	※付表1-1の④X欄へ
返還等対価に係る税額	⑤				
	⑥				
内 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑤				
	⑥	※③-2欄			
貸倒れに係る税額	⑥				※付表1-1の⑥X欄へ
控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦				※付表1-1の⑦X欄へ
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧		※⑩B欄へ	※⑩C欄へ	※付表1-1の⑧X欄へ
差引税額 (②+③-⑦)	⑨		※⑫B欄へ	※⑫C欄へ	※付表1-1の⑨X欄へ
合計差引税額 (⑨-⑧)	⑩				
地方となる消費税の課税標準額	控除不足還付税額		(⑩B欄の金額)	(⑩C欄の金額)	※付表1-1の⑪X欄へ
	差引税額		(⑩B欄の金額)	(⑩C欄の金額)	※付表1-1の⑫X欄へ
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪)	⑬		※第二表の⑲欄へ	※第二表の⑳欄へ	※付表1-1の⑬X欄へ
譲渡還付額	⑭		(⑬B欄×25/100)	(⑬C欄×17/63)	※付表1-1の⑭X欄へ
割納税額	⑮		(⑬B欄×25/100)	(⑬C欄×17/63)	※付表1-1の⑮X欄へ
合計差引譲渡割額 (⑮-⑭)	⑯				

【No.101】⑥ X欄は、⑥のA欄、B欄、C欄の貸倒れに係る売掛金等の額(税込額)の3/103、4/105、6.3/108相当額の合計額を記載していますか。
【No.101】不課税又は非課税取引(金銭の貸付け等)に係る貸倒れについて控除の対象としていませんか。

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表1-1を作成する。

第4-(9)号様式

付表1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

課税期間		. . . ~ . . .		氏名又は名称	
区分		税率 6.24 % 適用分 A	税率 7.8 % 適用分 B	合計 C (A+B)	
課税標準額 ①		円 000	円 000	※第二表の①欄へ 円 000	
内 訳	① 課税資産の譲渡等 の対価の額	※第二表の⑤欄へ		※第二表の⑥欄へ	
	② 特定課税仕入れに 係る支払対価の額	※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。 ※第二表の⑨欄へ		※第二表の⑩欄へ	
消費税額 ②		※第二表の⑬欄へ		※第二表の⑭欄へ	
控除過大調整税額 ③		(付表2-3の⑳・㉑A欄の合計金額)		(付表2-3の⑳・㉑B欄の合計金額) ※第一表の③欄へ	
控 除	控除対象仕入税額 ④	(付表2-3の㉒A欄の金額)		(付表2-3の㉒B欄の金額) ※第一表の④欄へ	
	返還等対価に 係る税額 ⑤			※第二表の⑰欄へ	
税 額	⑤の 売上げの返還等 対価に係る税額	⑤・ 1		※ 第一表の⑥欄へ	
	内 訳 特定課税仕入れ の返還等対価 に係る税額	⑤・ 2		※ 第一表の⑦欄へ	
	貸倒れに係る税額 ⑥				
控除税額小計 (④+⑤+⑥) ⑦				※第一表の⑧欄へ	
控除不足還付税額 (⑦-②-③) ⑧				※第一表の⑨欄へ	
差引税額 (②+③-⑦) ⑨				※第一表の⑩欄へ 00	
地 方 と 消 費 税 の 課 税 標 準 額	控除不足還付税額 (⑧) ⑩			※第一表の⑪欄へ ※マイナス「-」を付して第二表の㉓及び㉔欄へ	
	差引税額 (⑨) ⑪			※第一表の⑫欄へ ※第二表の㉕及び㉖欄へ 00	
割 納 税 額	還付額 ⑫			(⑩C欄×22/78) ※第一表の⑬欄へ	
	納税額 ⑬			(⑪C欄×22/78) ※第一表の⑭欄へ 00	

【No.101】⑥のA欄、B欄は、貸倒れに係る売掛金等の額（税込額）の6.24/108、7.8/110相当額を記載していますか。
【No.101】不課税又は非課税取引（金銭の貸付け等）に係る貸倒れについて控除の対象としていませんか。

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

第4-(2)号様式

付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む〕

課税期間		. . . ~	
項目		旧税	
課税売上額（税抜き）	①	(付表2-2)	
免税売上額	②		
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の 価額	③		
課税資産の譲渡等の対価の額 (①+②+③)	④		
課税資産の譲渡等の対価の額 (④の金額)	⑤		
非課税売上額	⑥		
資産の譲渡等の対価の額 (⑤+⑥)	⑦		
課税売上割合 (④/①)	⑧		※付表2-2の⑧X欄へ [%] ※端数 切捨て
課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み)	⑨	(付表2-2の⑨X欄の金額)	
課税仕入れに係る消費税額	⑩	(付表2-2の⑩X欄の金額)	{⑨D欄×6.24/100} {⑩E欄×7.8/100}
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑪	(付表2-2の⑪X欄の金額)	※⑪及び⑫欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。
特定課税仕入れに係る消費税額	⑫	(付表2-2)	
課税貨物に係る消費税額	⑬	(付表2-2)	
納税義務の免除を受けない(受ける) こととなった場合における消費税額 の調整(加算又は減算)額	⑭	(付表2-2)	
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩+⑫+⑬+⑭)	⑮	(付表2-2)	
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 (⑮の金額)	⑯	(付表2-2)	
課税売上高が5億円超 かつ、課税売上割合が95%未満 の場合	⑯のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑰	(付表2-2)
	⑯のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの	⑱	(付表2-2の⑱X欄の金額)
	個別対応方式により控除する 課税仕入れ等の税額 〔⑰+(⑱×④/⑦)〕	⑲	(付表2-2の⑲X欄の金額)
一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額 (⑮×④/⑦)	⑳	(付表2-2の⑳X欄の金額)	
課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額	㉑	(付表2-2の㉑X欄の金額)	
調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉒	(付表2-2の㉒X欄の金額)	
居住用賃貸建物を課税賃貸用 に供した(譲渡した)場合の加算額	㉓	(付表2-2の㉓X欄の金額)	
控除対象仕入税額 〔(⑯、⑱又は⑲の金額)±㉑±㉒+㉓〕がプラスの時	㉔	(付表2-2の㉔X欄の金額)	※付表1-1の④D欄へ ※付表1-1の④E欄へ
控除過大調整税額 〔(⑯、⑱又は⑲の金額)±㉑±㉒+㉓〕がマイナスの時	㉕	(付表2-2の㉕X欄の金額)	※付表1-1の④D欄へ ※付表1-1の④E欄へ
貸倒回収に係る消費税額	㉖	(付表2-2の㉖X欄の金額)	※付表1-1の④D欄へ ※付表1-1の④E欄へ

【No.97】 申告書第一表①欄の金額は、①のD欄、E欄（X欄に金額がある場合、付表2-2の各欄）の金額のそれぞれ1,000円未満切捨て後の金額の合計額と一致していますか（申告書第一表⑤欄又は付表2-1⑪の各欄に記載がある場合、返還等対価の額に相当する金額又は特定課税仕入れに係る支払対価の額が加算されていますか。）。

【No.98】 非居住者から受け取る利子等（外国法人に対する貸付金や外国債券から生じる利子等）の額がある場合、その金額を③F欄に記載していますか。

【No.99】 ⑥F欄の金額には、有価証券の譲渡対価の5%に相当する金額、土地等の譲渡対価の金額及び受取利子の金額を含めていますか。

【No.103】 課税売上割合が95%未満であり、かつ、特定課税仕入れがある場合、⑫E欄は、⑪E欄の金額に7.8/100を乗じた金額を記載していますか（又は、⑫X欄は、付表2-2⑪C欄の金額に6.3/100を乗じた金額を記載していますか。）。

【No.100】 課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満であるにもかかわらず、課税仕入れに係る消費税額を全額控除していませんか。

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨て。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表2-2を作成して当該付表を作成する。
3 ⑥及び⑪欄には、貸付金、預戻し、預引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合（仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。）には、その金額を控除した後の金額を記載する。

第4-(6)号様式

付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課税期間		・ ・ ・ ・	氏名又は名称		
項目		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計X (A+B+C)
課税売上額(税抜き)	①	円	円	円	※付表2-1の①X欄へ 円
免税売上額	②				
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③				
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④				(付表2-1の④B欄の金額)
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤				
非課税売上額	⑥				
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦				(付表2-1の⑦B欄の金額)
課税売上割合(④/⑦)	⑧				(付表2-1の⑧B欄の割合) [%] ※端数 切捨て
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑨				※付表2-1の⑨X欄へ
課税仕入れに係る消費税額	⑩	(⑨A欄×3/103)	(⑨B欄×4/105)	(⑨C欄×6.3/108)	※付表2-1の⑩X欄へ
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑪	※⑩及び⑫欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。			※付表2-1の⑪X欄へ
特定課税仕入れに係る消費税額	⑫			(⑪C欄×6.3/100)	※付表2-1の⑫X欄へ
課税貨物に係る消費税額	⑬				※付表2-1の⑬X欄へ
納税義務の免除を受けない(受ける) こととなった場合における消費税額 の調整(加算又は減算)額	⑭				※付表2-1の⑭X欄へ
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩+⑫+⑬+⑭)	⑮				※付表2-1の⑮X欄へ
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 (⑮の金額)	⑯				
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 の個別対応方式 高又は合場 がはが合 控の 除調 税額整 差 引	⑯のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑰			
	⑯のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの	⑱			※付表2-1の⑱X欄へ
	個別対応方式により控除する 課税仕入れ等の税額 (⑰+(⑱×④/⑦))	⑲			※付表2-1の⑲X欄へ
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額 (⑱×④/⑦)	⑳			※付表2-1の⑳X欄へ
課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額	㉑				※付表2-1の㉑X欄へ
調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉒				※付表2-1の㉒X欄へ
居住用賃貸建物を課税賃貸用 に供した(譲渡した)場合の加算額	㉓				※付表2-1の㉓X欄へ
控除対象仕入税額 [(⑯、⑲又は⑳の金額)±㉑±㉒±㉓]がプラスの時	㉔	※付表1-2の④A欄へ	※付表1-2の④B欄へ	※付表1-2の④C欄へ	※付表2-1の④X欄へ
控除過大調整税額 [(⑯、⑲又は⑳の金額)±㉑±㉒±㉓]がマイナスの時	㉕	※付表1-2の⑤A欄へ	※付表1-2の⑤B欄へ	※付表1-2の⑤C欄へ	※付表2-1の⑤X欄へ
貸倒回収に係る消費税額	㉖	※付表1-2の⑥A欄へ	※付表1-2の⑥B欄へ	※付表1-2の⑥C欄へ	※付表2-1の⑥X欄へ

【No.100】 課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満であるにもかかわらず、課税仕入れに係る消費税額を全額控除していませんか。

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表2-1を作成する。
3 ④、⑤及び⑥のX欄は、付表2-1のB欄を計算した後に記載する。
4 ⑨及び⑩欄には、取引先、割戻し、割引など仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。
(R2.4.1以後終了課税期間用)

第4-(10)号様式

付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

課税期間		・	・	・	・
項目		税率			
課税売上額(税抜き)	①				
免税売上額	②				
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額	③				
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④				
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤				
非課税売上額	⑥				
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦				
課税売上割合(④/⑦)	⑧			[%]	※端数切捨て
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑨				
課税仕入れに係る消費税額	⑩	(⑨A欄×6.24/108)		(⑨B欄×7.8/110)	
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑪				※⑩及び⑪欄は、課税売上割合が95%未満かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。
特定課税仕入れに係る消費税額	⑫			(⑪B欄×7.8/100)	
課税貨物に係る消費税額	⑬				
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑭				
課税仕入れ等の税額の合計額(⑩+⑫+⑬+⑭)	⑮				
課税売上高が5億円以下かつ、課税売上割合が95%以上の場合(⑮の金額)	⑯				
課税売上高が5億円超かつ、課税売上割合が95%未満の場合	⑰のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑰			
	⑰のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑱			
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額〔⑰+(⑱×④/⑦)〕	⑲			
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額(⑱×④/⑦)	⑳			
課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉑			
	居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した(譲渡した)場合の加算額	㉒			
	控除対象仕入税額	㉓	※付表1-3の④A欄へ	※付表1-3の④B欄へ	
差引	[(⑯、⑲又は⑳の金額)±㉑±㉒+㉓]がプラスの時	㉔			
	控除過大調整税額	㉕	※付表1-3の③A欄へ	※付表1-3の③B欄へ	
貸倒回収に係る消費税額	㉖	※付表1-3の③A欄へ	※付表1-3の③B欄へ		

【No.97】 申告書第一表①欄の金額は、①のA欄、B欄の金額のそれぞれ1,000円未満切捨て後の金額の合計額と一致していますか(申告書第一表⑤欄又は付表2-3⑩の各欄に記載がある場合、返還等対価の額に相当する金額又は特定課税仕入れに係る支払対価の額が加算されていますか。)

【No.98】 非居住者から受け取る利子等(外国法人に対する貸付金や外国債券から生じる利子等)の額がある場合、その金額を③C欄に記載していますか。

【No.99】 ⑥C欄の金額には、有価証券の譲渡対価の5%に相当する金額、土地等の譲渡対価の金額及び受取利子の金額を含めていますか。

【No.103】 課税売上割合が95%未満であり、かつ、特定課税仕入れがある場合、⑫B欄は、⑪B欄の金額に7.8/100を乗じた金額を記載していますか。

【No.100】 課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満であるにもかかわらず、課税仕入れに係る消費税額を全額控除していませんか。

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 ⑩及び⑪欄には、値引き、割戻し、引引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。